

博多区新庁舎整備等事業 各業務仕様書

令和元年 6 月

福岡市

目 次

- ・ 建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 新庁舎整備 設計業務特記仕様書
- ・ 現庁舎解体 設計業務特記仕様書
- ・ 地下埋設物確認書（別紙）
- ・ 公園再整備設計特記仕様書及び別紙
- ・ 公園基本設計特記仕様書
- ・ 公園実施設計特記仕様書

- ・ 建築工事等監督業務委託共通仕様書
- ・ 新庁舎整備 監督業務特記仕様書
- ・ 現庁舎解体 監督業務特記仕様書
- ・ 公園再整備監督業務委託仕様書

- ・ 新庁舎整備 工事業務特記仕様書
- ・ 建築工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事特記仕様書
- ・ 特記仕様書（機械設備工事）
- ・ 現庁舎解体 工事業務特記仕様書
- ・ 解体工事特記仕様書
- ・ 地下埋設物確認書（別紙）
- ・ 公園再整備工事特記仕様書

建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1.1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、建築設計業務(建築の意匠及び構造、電気設備、機械設備、敷地内屋外整備の基本計画、基本設計、実施設計及び積算をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書とは、質問回答書、委託説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいい、これらは、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間には相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 委託説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1.2 用語の定義

設計図書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡市をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。
7. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び委託説明書並びに委託説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
8. 「委託説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
9. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
20. 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記仕様書による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記仕様書による。

第3章 業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後10日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、設計図書又は監督員の指示を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他委託説明の際指定した書類を除くものとする。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
3. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3.5 業務工程表

受注者は、契約締結後10日以内に業務工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は除く。

3.6 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3.7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理等主たる部分を、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者は福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び、設計業務委託契約書第4.2条の2第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者であってはならない。
5. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3.8 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、特許権等の対象となっている履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときに、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。この場合、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3.9 監督員

1. 発注者は、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員が指示、承諾、協議等の職務を行うときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
4. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3.10 管理技術者

1. 受注者は、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でな

なければならない。

2. 管理技術者の資格要件は、設計図書による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 受注者は、業務の技術上の管理及び統括等の管理技術者の権限を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3.11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
5. 受注者は、貸与資料を本設計業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3.12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3.13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から指導及び指摘等を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行わなければならない。

3.14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計図書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3.15 条件変更等

受注者は、設計図書に明示されていない事項等が生じた場合、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3.16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境

が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合

(3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3.17 履行期間の変更

1. 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、履行期間を変更した場合は、修正した業務工程表を10日以内に発注者に提出しなければならない。

3.18 修補

受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

3.19 設計業務の成果物

1. 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
4. 成果物は、紙に出力したものを原本、電子データを副とし、電子データはCD-R又はDVD-Rにて納品する。この場合、署名又は捺印は、それぞれに行なうものとする。ただし、別途に指示がある場合は除く。
5. 電子成果物の図面データのファイル形式は、SXF(sfc)、オリジナル、PDFまたはTIFF形式とする。ただし、この形式により難い場合には、あらかじめ、監督員と協議し、承諾を得ること。

3.20 検査及び引渡し

1. 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4. 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5. 受注者は、設計業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなす。

3.21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。この場合においては、3.22 著作権の譲渡等に関する規定を準用する。

3.22 著作権の譲渡等

1. 受注者は、成果物（発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る成果物及び成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるとき、発注者が部分引渡しを請求した引渡部分に係る成果物を含む。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）

若しくは構造物（以下「本件構造物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作物人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2. 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物又本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 発注者が成果物の利用目的の実現のために必要な範囲（増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等含む）で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物又は本件構造物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物又は本件構造物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
3. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物又は本件構造物に受注者の実名又は変名を表示すること。
4. 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
5. 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を複製し、又は翻案することができる。
6. 発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
7. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

付則	平成15年	7月30日	制定
	平成16年	7月1日	改訂
	平成19年	10月1日	改訂
	平成20年	11月1日	改訂
	平成22年	4月1日	改訂
	平成26年	7月1日	改訂
	平成31年	4月1日	改訂

新庁舎整備 設計業務特記仕様書

1. 設計概要・期間

公募要項による

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 設計業務の範囲

別表のとおり

3. 瑕疵担保期間

工事完成後2年

4. 提出図書（設計成果物）

① 設計図書	1式
② 構造計算書等	1式
③ 積算内訳書（根拠資料含む）	1式
⑤ 打合せ議事録	1式
⑥ 施設台帳	1式
⑦ 製本図面（2つ折り縮小）	4部
⑧ 建築設計チェックリスト	1部
⑨ ①～⑧の電子データ	1式

5. 資料の供与及び貸与等

公募要項による

6. 注意事項等

- ・ 本仕様書における「業務水準」とは、契約書による。
- ・ 共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」（建築・電気・機械各1名以上）を選任すること
- ・ 管理技術者と担当技術者は兼ねても良い
- ・ 設計にあたっては綿密に現地調査を行うこと
- ・ 関連法規を遵守のうえ、設計業務を行うこと
- ・ 設計にあたっては、監督員、市民局総務部区庁舎担当及び財政局財産有効活用部財産管理課の担当者と十分に協議すること
- ・ 設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の照査を受けること。また、上記担当課の確認を受けること
- ・ 共通仕様書に規定されている照査技術者は不要とする。
- ・ 「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと

- ・ 設計業務着手後 10 日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること
- ・ 設計チェックリストを要領に従い提出すること
- ・ 設計成果物は、次の工事区分ごとにまとめること（ただし、提案内容によってはこの限りではない）

建築工事，電気設備工事，給排水衛生設備工事，空気調和設備工事，昇降機工事

- ・ 工事特記仕様書は、本市の「建築工事特記仕様書」、「電気設備工事特記仕様書」、「機械設備工事特記仕様書」の最新版を用いること
- ・ 図面及び内訳書の作成にあたっては、構成（目次等）・用語・略号・縮尺等について、事前に監督員と協議し、指示に従うこと
- ・ 内訳書の構成については、事前に監督員と協議すること
- ・ 内訳書，明細書，代価表類の作成は「営繕積算システム RIBC 2」の内訳書作成システムにより行い，データを提出すること
- ・ 拾い書類はエクセルにて作成し，必要な箇所にはリンクをかけて提出すること
- ・ 内訳書作成に必要な見積もり徴収（原則 3 者）を行うこと
- ・ 関係部署との協議については，必ず議事録を作成し，監督員へ提出すること
- ・ 業務の一部を第三者へ委託しようとするときは，あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し，承諾を得ること
- ・ 本業務実施にあたっての適用基準等は，公募要項による
- ・ 貸与品等は，公募要項による
- ・ 必要に応じて，別途業務事業者と協議・調整を行うこと

7. 電子納品

- ・ 本業務は，電子納品対象業務とする（電子納品とは，調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい，電子データとは，「福岡市電子納品の手引き 建築・設備業務編」（以下，「電子納品の手引き」という。）に基づいて作成されたものを指す。）
- ・ 業務完成時の提出物は，従来どおり「紙」による成果品とともに，「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を資料として提出すること

8. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

(1) 設計段階における地下埋設物調査の徹底について

- ・ 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合，その種類，位置，形状，深さ，構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳，竣工図等）と照合し確認するものとする
- ・ 特に，破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については，管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする
- ・ 設計を行う上で，より詳細な情報が必要な場合には，別途，試掘，ボーリング及び地中探査等原位置での調査について，監督員と協議を行うものとする

- ・ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする

(2) 近接施工に関する確認・対策の徹底について

- ・ 設計箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとし、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする
- ・ 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

(3) 地下埋設物等の設計図への表示の徹底について

- ・ 設計箇所に影響または近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする

9. 労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

- ・ 本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である
- ・ 取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組めるものを設定し実施すること
 - (1) 月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド）
 - (2) 金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト）
 - (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）
 - (4) 17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング）
 - (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

10. 共通仕様書の読み替え

- ・ 建築設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。	6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準 (ただし、第2章以降に限る)
設計業務委託契約書第42条の2	設計・施工一括契約書第124条
契約締結後	設計業務着手後

別表 設計業務の範囲（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）

一般業務

業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	－
		設計条件の変更等の場合の協議	－
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	－
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	－
	基本設計図書の作成		○
概算工事費の検討		－	
基本設計内容の建築主への説明等		○	
実施設計	要求等の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の策定	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
建築確認申請図書の作成		○	
概算工事費の検討		－	
実施設計内容の建築主への説明等		○	
意図	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		－
伝達	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		－

追加業務

上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	既存建物調査	－
建築確認申請手続業務(適判含む)	○	建築物省エネ法の計画作成業務	○
補助申請に係る申請及び協議	－	模型等作成	○
C A S B E E 申請	○	透視図作成	○
施設台帳（電子データ）	○	住宅性能評価申請手続き・手数料	－
リサイクル計画書	○	営繕積算システム(RIBC)利用料	○
防災拠点等の設計、検討	○	本業務に係る関係官公庁に対する諸手続	○
建築物省エネ法の計画作成	○		

現庁舎解体 設計業務特記仕様書

1. 設計概要・期間

公募要項による

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 設計業務の範囲

別表のとおり

3. 瑕疵担保期間

なし

4. 提出図書（設計成果物）

① 設計図書	1 式
② 内訳書（根拠資料含む）	1 式
③ 打合せ議事録	1 式
④ 製本図面（2つ折り縮小）	2 部
⑤ 建築設計チェックリスト	1 部
⑥ ①～⑤の電子データ	1 式

5. 資料の供与及び貸与等

公募要項による

6. 注意事項等

- ・ 本仕様書における「業務水準」とは、契約書による
- ・ 共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」を選任すること
- ・ 管理技術者と担当技術者は兼ねても良い
- ・ 設計にあたっては綿密に現地調査を行うこと
- ・ 関連法規を遵守のうえ、設計業務を行うこと
- ・ 設計にあたっては、監督員及び市民局総務部区庁舎担当の担当者と十分に協議すること
- ・ 設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の精査を受けること
- ・ 共通仕様書に規定する照査責任者は、不要とする
- ・ 設計業務着手後 10 日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること
- ・ 設計チェックリストを要領に従い提出すること
- ・ 設計成果物の作成にあたっては、構成（目次等）・縮尺等について、事前に監督員と協議すること
- ・ 工事特記仕様書は、本市の「解体工事特記仕様書」の最新版を用いること

- ・ 内訳書の構成については、事前に監督員と協議すること
- ・ 内訳書、明細書、代価表類の作成は「営繕積算システム RIBC2」の内訳書作成システムにより行い、データを提出すること
- ・ 拾い書類はエクセルにて作成し、必要な個所にはリンクをかけて提出すること
- ・ 関係部署との協議については、必ず議事録を作成し、監督員へ提出すること
- ・ 業務の一部を第三者へ委託しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を得ること
- ・ 本業務実施にあたっての適用基準等は、公募要項による
- ・ 貸与品等は、公募要項による
- ・ 必要に応じて、別途業務事業者と協議・調整を行うこと

7. 電子納品

- ・ 本業務は、電子納品対象業務とする（電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 建築・設備業務編」（以下、「電子納品の手引き」という。）に基づいて作成されたものを指す。）
- ・ 業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）を資料として提出すること

8. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

(1) 設計段階における地下埋設物調査の徹底について

- ・ 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合、その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする
- ・ 特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする
- ・ 設計を行う上で、より詳細な情報が必要な場合には、別途、試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査について、監督員と協議を行うものとする
- ・ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする

(2) 近接施工に関する確認・対策の徹底について

- ・ 設計箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとし、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする
- ・ 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

(3) 地下埋設物等の設計図への表示の徹底について

- ・ 設計箇所に影響または近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする

9. 労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

- ・ 本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である
- ・ 取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組めるものを設定し実施すること
 - (1) 月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド）
 - (2) 金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト）
 - (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）
 - (4) 17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング）
 - (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

10. 共通仕様書の読み替え

- ・ 建築設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。	6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準 (ただし、第2章以降に限る)
設計業務委託契約書第42条の2第1項第1号から第8号まで	設計・施工一括契約書第124条第1項第1号から第8号まで
契約締結後	設計業務着手後

別表 設計業務の範囲（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）

一般業務

業務内容の項目				
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	－	
		設計条件の変更等の場合の協議	－	
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	－	
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	－	
	上下水道，ガス，電力，通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ			－
	基本設計方針の策定	総合検討	－	
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	－	
	基本設計図書の作成			－
概算工事費の検討			－	
基本設計内容の建築主への説明等			－	
実施設計	要求等の確認	建築主の要求等の確認	○	
		設計条件の変更等の場合の協議	○	
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○	
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	－	
	実施設計方針の策定	総合検討	○	
		実施設計のための基本事項の確定	○	
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○	
建築確認申請図書の作成		－		
概算工事費の検討			－	
実施設計内容の建築主への説明等			○	
意図	設計意図を正確に伝えるための質疑応答，説明等		－	
伝達	工事材料，設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討，助言等		－	

追加業務

上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	既存建物調査	○
建築確認申請手続業務(適判含む)	－	建築物省エネ法の計画作成業務	－
補助申請に係る申請及び協議	－	模型等作成	－
C A S B E E 申請	－	透視図作成	－
施設台帳（電子データ）	－	住宅性能評価申請手続き・手数料	－
リサイクル計画書	○	営繕積算システム(RIBC)利用料	○
防災拠点等の設計，検討	－	本業務に係る関係官公庁に対する諸手続	○
建築物省エネ法の計画作成	－		

課		
課長	係長	係員

地下埋設物確認書

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名



地下埋設物を確認しましたので報告します。

契約件名：

履行場所：

確認結果：裏面のとおり

<確認に関する注意事項等>

地下埋設物の確認にあたっては、以下のことに注意して行うこと。

- ・管理者が有する資料(台帳, 竣工図等)については、現地と異なる場合があるため、資料を基に現地と照合して確認を行うこと。
- ・破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うこと。
- ・管理者が有する資料(台帳, 竣工図等)のみで確認が困難な場合には、別途、試掘等による原位置での調査について、監督員と協議を行うこと。
- ・工事に近接する地下埋設物については、詳細な確認を行い、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うこと。
- ・工事による影響の有無については、管理者と協議のうえ確認を行うこと。
- ・本様式には、主な地下埋設物のみを表示しているため、現場に応じて予想される地下埋設物をその他の欄に追加して確認すること。

確認結果

埋設物	確認年月日	確認結果		試掘時の 現地立会
水 道				要・不要
		工事による影響	有・無	
ガ ス				要・不要
		工事による影響	有・無	
N T T				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 配電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 送電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
下 水 道				要・不要
		工事による影響	有・無	
そ の 他				要・不要
		工事による影響	有・無	
		工事による影響	有・無	

<その他>

下水道(再生水)

国土交通省(光ケーブル等)

その他の通信

県警(信号ケーブル等)

照明ケーブル

地下鉄

など

公園再整備 設計特記仕様書

第 1 章 総則

- 第 1 - 1 条 本特記仕様書の適用範囲
博多区新庁舎整備等事業（公園設計）
- 第 1 - 2 条 委託場所
公募要項のとおり
- 第 1 - 3 条 公園面積
公募要項のとおり
- 第 1 - 4 条 受注者は契約後にいかなる細かな件をも発注者と緊密な連絡を保ち、その指示に従わなければならない。殊に各段階の始めに基本方針の承認を受けるものとする。
- 第 1 - 5 条 受注者は設計完成後に生じた疑義、その他諸々の件につき責任をもって回答しなければならない。
- 第 1 - 6 条 履行期間
公募要項のとおり なお、業務の着手日については市と協議する。
- 第 1 - 7 条 かし担保期間
本委託のかし担保期間は、受け渡し完了から本体構造物の工事完了後 1 年間とする。但し、コンクリート構造物については 2 年間とする。
- 第 1 - 8 条 用語の定義
・本仕様書における「業務水準」とは、契約書による。
- 第 1 - 9 条 管理技術者の要件
・管理技術者と主任技術者は兼ねることができる。

第 2 章 共通仕様書

- 第 2 - 1 条 本委託で適用する仕様書は、福岡市制定「測量調査業務共通仕様書」（平成 31 年 4 月版）及び「設計業務等共通仕様書」（第 1 編 共通編）（平成 31 年 4 月版）によること。
※ただし、測量調査業務共通仕様書は、第 101 条、第 102 条、第 105 条、第 106 条、第 109 条、第 110 条に限る
※共通仕様書は設計業務着手時における最新版を用いること。

第 3 章 手続きその他に関する事項

第 3 - 1 条 作業に先立ち、公園設計業務着手届、技術者通知書、設計業務工程表を提出すること。

第 4 章 第 4 章 業務実績情報システム（テクリス）

第 4 - 1 条 受注者は、業務着手時又は変更時において、契約金額が100万以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は業務着手後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請すること。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 5 章 業務計画書

第 5 - 1 条 受注者は、業務着手後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出すること。

第 6 章 設計段階における地下埋設物調査の徹底について

第 6 - 1 条 設計箇所及びその周辺に地下埋設物がある場合、その種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。

なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。

第 6 - 2 条 設計を行う上で、より詳細な情報が必要な場合には、別途、試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査について、監督員と協議を行うものとする。

第 6 - 3 条 地下埋設物の確認については、結果を監督員へ報告するものとする。

第 7 章 近接施工に関する確認・対策の徹底について

第 7 - 1 条 設計箇所付近に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。
なお、必要に応じて適切な対策を管理者と協議のうえ検討するものとする。

第 7 - 2 条 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

第 8 章 地下埋設物等の設計図への表示の徹底について

第 8 - 1 条 設計箇所に影響及び近接する地下埋設物等について、その位置関係が分かるよう図面に表示するものとする。

第 9 章 コスト縮減

第 9 - 1 条 ライフサイクルコスト縮減（経済性）に関する検討を行うものとする。

第 10 章 品質確保

第 10 - 1 条 受注者は、設計にあたって目的物の性能や維持管理などの観点から、品質確保に関する検討を行うものとする。また、品質確保の検討成果として「品質確保検討報告書」を作成し、報告書の一部として提出すること。

第 11 章 建設リサイクル

第 11 - 1 条 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、建設リサイクルガイドラインに基づき「リサイクル計画書」を作成し、報告書の一部として提出すること。

第 12 章 電子納品

第 12 - 1 条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 土木業務編」（以下、「電子納品の手引き」という。）及び事前協議に基づいて作成されたものを指す。

第 12 - 2 条 電子納品の位置づけは「成果物」であり、電子媒体はCD-Rを提出すること。

第 12 - 3 条 電子媒体を提出する際は、事前協議によって決定した成果品が正しく格納されているか、目視によるチェックを行い、不備がないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 13 章 成果品の提出

第 13 - 1 条 本業務における成果品は、下記のとおりとする。（別紙 設計業務委託 提出図書一覧表参照）

- ① 業務委託報告書 2部（正・副）
- ② 電子データ（CD-R）1部
- ③ その他関係書類 一式

第 14 章 労働環境改善の試行の取り組みについて

第 14 - 1 条 本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である。取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組めるものを設定し実施すること。

- (1) 月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド）
- (2) 金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト）
- (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）
- (4) 17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

第 15 章 合同現地踏査

第 15 - 1 条 （合同現地踏査について協議する業務の場合）
発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合は、監督員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする

第 16 章 共通仕様書の読み替え

第 16 - 1 条 ・共通仕様書は、以下の通り読み替える
設計業務等共通仕様書

共通仕様書の記載	読み替え
設計業務委託契約書	設計・施工一括契約書
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	11. 「契約図書」とは、契約書及び業務水準をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表（金抜設計書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	13. 「設計図書」とは、仕様書、質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。
業務完了報告書	公園設計業務完了届
契約書第 1 条第 5 項	契約書第 1 条第 3 項
契約書第 6 条第 3 項	契約書第 1 2 条第 3 項
契約書第 7 条第 1 項	契約書第 1 3 条第 1 項
契約書第 8 条	契約書第 6 条
契約書第 9 条第 1 項	契約書第 1 4 条第 1 項
契約書第 9 条第 2 項	契約書第 1 4 条第 2 項
契約書第 1 0 条第 1 項	契約書第 1 5 条第 1 項
契約書第 1 0 条第 2 項	契約書第 1 5 条第 2 項
契約書第 1 1 条第 1 項	契約書第 1 6 条第 1 項
契約書第 1 2 条	契約書第 1 7 条
契約書第 1 3 条	契約書第 1 8 条
契約書第 1 5 条	契約書第 2 0 条
契約書第 1 8 条	契約書第 2 3 条
契約書第 1 8 条第 1 項第 5 号	契約書第 2 3 条第 1 項第 5 号
契約書第 1 9 条	契約書第 2 4 条
契約書第 2 0 条第 1 項	契約書第 2 5 条第 1 項
契約書第 2 1 条	契約書第 2 6 条
契約書第 2 2 条	契約書第 2 7 条
契約書第 2 3 条	契約書第 2 8 条
契約書第 2 6 条	契約書第 3 1 条
契約書第 2 7 条	契約書第 3 2 条
契約書第 2 8 条	契約書第 3 3 条
契約書第 2 9 条第 1 項	契約書第 3 4 条第 1 項
契約書第 2 9 条第 2 項	契約書第 3 4 条第 2 項
契約書第 3 1 条	契約書第 3 6 条
契約書第 3 9 条	契約書第 4 5 条

測量業務共通仕様書

共通仕様書の記載	読み替え
測量・地質調査業務委託契約書	設計・施工一括契約書
7. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	7. 「主任技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、測量業務に関する技術上の管理を行う者として、受注者が定めた者をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	10. 「契約図書」とは、契約書及び業務水準をいう。
11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	11. 「設計図書」とは、仕様書、質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。
契約書第9条第1項	契約書第14条第1項
契約書第31条第2項	契約書第34条第2項

■設計業務委託 提出図書一覧表

別紙

◆一般共通

番号	項目一覧	提出時期
1	公園設計業務着手届	履行期間初日の翌日まで
2	設計業務工程表	業務着手後10日以内
3	管理技術者通知書	業務着手後遅延なく
4	主任技術者通知書	業務着手後遅延なく
5	照査技術者通知	業務着手後遅延なく
6	担当技術者通知	業務着手後遅延なく
7	業務実績情報システム(テクリス)	業務着手後15日以内
8	業務計画書	業務着手後14日以内
9	地下埋設物確認書	業務完了日
10	コスト縮減検討報告書	業務完了日
11	品質確保検討報告書	業務完了日
12	リサイクル計画書	業務完了日
13	照査報告書	業務完了日
14	打合せ記録簿	業務の区切りごと
15	電子納品	業務完了日
16	公園設計業務完了届	業務完了日
17	公園設計業務受渡書	検査完了後

◆公園設計に必要なもの(業務委託報告書)

1	鳥瞰図等	業務完了日
2	設計概要書	業務完了日
3	特定施設整備項目表(チェックリスト)	業務完了日
4	排水流量計算書	業務完了日
5	照度計算書(照度分布図)	業務完了日
6	緑被率計算書	業務完了日
7	関係図書(出典根拠・参考資料等)	業務完了日
8	工事費内訳書明細及び数量計算書	業務完了日
9	その他必要書類()	業務完了日

◆図面(業務委託報告書)

1	総合平面図(カラー)	業務完了日
2	現況平面図	業務完了日
3	撤去平面図(施設・植栽等)	業務完了日
4	割付平面図	業務完了日
5	造成平面図	業務完了日
6	縦断図	業務完了日
7	横断図	業務完了日
8	施設平面図	業務完了日
9	植栽平面図	業務完了日
10	給水, 排水平面図	業務完了日
11	電気平面図	業務完了日
12	その他構造図	業務完了日

※提出図書の詳細については監督員と協議すること

公園基本設計 特記仕様書

1. 本特記仕様書の適用範囲

博多区新庁舎整備等事業（公園設計）

2. 目的

本業務は、都心部に位置する藤田公園において、周辺の土地利用との整合を図り、地域住民及び周辺施設の勤労者等の憩いの空間として、快適で安全な公園を目指した再整備のための基本設計を行うことを目的とする。

3. 業務内容（基本設計）

1. 与条件の細部検討

基本計画や、事業者公募要項（本事業に係る与条件並びに要求水準に関する事項）、各種設計条件の整理・確認及び各種設計基準の抽出と適用の確認を行う。

2. 諸施設の検討及び設定

事業者公募要項等の内容の整合性の確認を行うとともに空間構成・景観・意匠、造成、植栽、供給処理設備等の基本方針と整備水準・目標工事費・維持管理基本方針の検討と設定を行う。

3. 基本設計図の作成

実測平面図を作成し、それに基づいた各種の基本設計平面図を作成する。また、主要施設の構造イメージ図を作成する。

4. 照査

成果品の内容の適正について各段階で照査を行い、照査報告書として提出する。

5. 鳥瞰図又は透視図の作成

決定した内容に基づき、計画の内容を伝えるための鳥瞰図又は透視図を作成する。作成にあたっては、監督員と協議の上決定する。

6. 打合せ協議

業務着手時・中間時・成果品納入時及び必要な場合に監督員と打合せ・協議を行う。着手時及び成果品納入時は管理技術者が出席する。

尚、打合せ協議終了後は、記録簿を作成し監督員に確認する。

4 . 基準図書等

業務にあたっては、関係法令並びに次の図書にもとづき実施する。

- ・福岡市 新・緑の基本計画「平成21年5月（HP参照）」
- ・福岡市都市緑化マニュアル「平成14年5月（HP参照）」
- ・福岡市福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）「改訂版2014（HP参照）」
- ・公園施設標準設計図集「平成30年度版（HP参照）」
- ・福岡市環境配慮指針「平成30年6月（HP参照）」
- ・福岡市土木工事共通仕様書「平成31年4月（HP参照）」

公園実施設計 特記仕様書

1. 本特記仕様書の適用範囲

博多区新庁舎整備等事業（公園設計）

2. 目的

本業務は、都心部に位置する藤田公園において、周辺の土地利用との整合を図り、地域住民及び周辺施設の勤労者等の憩いの空間として、快適で安全な公園を目指した再整備のための実施設計を行うことを目的とする。

3. 業務内容（実施設計）

1. 与条件の確認

基本設計に基づいて実施設計を行うにあたり必要となる適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容の確認を行う。

2. 実施設計の検討

与条件の確認及び調査に基づき、意匠性・安全性・機能性・施工性及び市場性に関する検討と設定を行う。また、維持管理及びライフサイクルコスト等に関する検討を行うとともに、目標工事費との調整を行う。

施設及び材料の選定にあたっては、上記の内容及びコストについての比較検討を行い選定する。

3. 実施設計図の作成

基本設計平面図に基づいた各種の実実施設計平面図を作成する。また、各種施設の構造図を作成するとともに、必要に応じて園路縦断図・排水縦断図等の作成及び特記事項を付記する。

4. 数量計算

図面及び工事仕様書に基づき、施工数量や材料の計算を行う。また必要に応じて実施設計に必要な応力や容量の計算、排水流量計算、照度分布図に基づく照度計算、緑被率の算出等を行う。

5. 撤去設計

撤去平面図等を作成するとともに、数量を算出する。

6. 工事費の算出

工事費を算出する。

7. 実施設計説明書の作成

設計概要書を作成するとともに、上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

8. 照査

成果品の内容の適正について各段階で照査を行い照査報告書として提出する。

9. 打合せ協議

業務着手時・中間時・成果品納入時及び必要な場合に監督員と打合せ・協議を行う。着手時及び成果品納入時は管理技術者が出席する。

尚、打合せ協議終了後は、記録簿を作成し監督員に確認する。

4 . 基準図書等

業務にあたっては、関係法令並びに次の図書にもとづき実施する。

- ・福岡市 新・緑の基本計画「平成21年5月（HP参照）」
- ・福岡市都市緑化マニュアル「平成14年5月（HP参照）」
- ・福岡市福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）「改訂版2014（HP参照）」
- ・公園施設標準設計図集「平成30年度版（HP参照）」
- ・福岡市環境配慮指針「平成30年6月（HP参照）」
- ・福岡市土木工事共通仕様書「平成31年4月（HP参照）」

建築工事等監督業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、建築工事監督業務(建築工事、電気設備工事又は機械設備工事の工事監督をいうものとし、以下「工事監督業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の中に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 委託説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務遂行責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第6条の規程に基づき、発注者が定める者であり、総括監督員、監督員を総称している。
2. 「検査員」とは、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
3. 「業務遂行責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。
5. 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは工事監督業務委託に関する契約書をいう。
8. 「設計図書」とは、質問回答書、委託説明書及び仕様書をいう。
9. 「質問回答書」とは、仕様書、委託説明書及び委託説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
10. 「委託説明書」とは、工事監督業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監督業務の契約条件を説明するための書面をいう。
11. 「仕様書」とは、特記仕様書(特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。)及び共通仕様書を総称している。
12. 「特記仕様書」とは、工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図

書をいう。

13. 「共通仕様書」とは、工事監督業務に共通する事項を定める図書をいう。
14. 「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
15. 「業務報告書」とは、契約書第9条に定める履行状況の報告に係る報告書をいう。
16. 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
17. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
18. 「通知」とは、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
21. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
22. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
23. 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、メールその他、監督員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
24. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。
25. 「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために業務遂行責任者等が監督員と面談等により、業務の方針、条件等又は設計内容等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
26. 「協力者」とは、受注者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

2. 1 一般業務の内容

受注者は監督員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1. 工事監督に関する業務

(1) 工事監督方針の説明等

(i) 工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監督体制その他工事監督方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける

(ii) 工事監督方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 対象工事の設計図書の内容の把握等

(i) 対象工事の設計図書の内容の把握

対象工事の設計図書の内容を把握し、対象工事の設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。

(ii) 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、対象工事の設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 対象工事の設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(i) 施工図等の検討及び報告

①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）製作見本、見本施工等が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. ②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案、又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

- ②. ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。
- (4) 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認
- 工事の受注者等が行う対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事の設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
- (5) 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ①. (4)の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. (4)の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、監督員に報告するとともに、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. 監督員から対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ④. 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が対象工事の設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。
- ⑤. ④の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③、④の規定を準用する。
- (6) 業務報告書等の提出
- 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 工事監督に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

- ①. 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、請負者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(2) 対象工事の設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

- ①. 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（対象工事の設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。
- ③. 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。
- ④. ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等

設計図書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（対象工事の設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(iii) 対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が、対象工事の設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

2. 2 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、業務遂行責任者が工事監督業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 適用基準等で市販されているものについては受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他委託説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
3. 業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3. 4 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1)業務一般事項
 - (2)業務工程計画
 - (3)業務体制
 - (4)業務方針

上記事項のうち(2)業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 5 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 6 再委託

1. 契約書第5条1項に定める「主たる部分」とは、工事監督業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者はこれを再委託してはならない。
2. 受注者が、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、工事監督業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が福岡市の競争入札有資格者名簿に登録された者である場合は、競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、工事監督業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 7 監督員

1. 発注者は、契約書第6条の規程に基づき、工事監督業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員の権限は、契約書第6条第2項に定める事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 8 業務遂行責任者

1. 受注者は、契約書第7条の規程に基づき、業務遂行責任者を定め発注者に通知しなければならない。なお、業務遂行責任者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 業務遂行責任者の資格要件は、特記仕様書による。
3. 業務遂行責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

4. 業務遂行責任者の権限は、契約書第7条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が、業務遂行責任者に委任する権限（契約書の規程により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 業務遂行責任者は、関連する他の工事監督業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 9 監督員及び工事の受注者等

発注者は対象工事の監督員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

3. 10 軽微な設計変更

受注者は、設計内容の伝達を受け、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等により、又は監督員の指示により軽微な設計変更の必要が生じた場合、工事の受注者等へ指示すべき事項を監督員に報告する。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係機関への手続き等

1. 受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、業務遂行責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都

度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 工事監督業務着手時及び設計図書に定める時期において、業務遂行責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、業務遂行責任者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
3. 受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面(打合せ記録簿)に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

3. 15 条件変更等

1. 受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について契約書第 11 条第 1 項第 5 号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第 11 条第 1 項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第 11 条に定める設計図書の訂正又は変更を行う場合、契約書第 12 条に規定する設計図書の変更を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 一時中止

1. 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第 13 条第 1 項の規定により、工事監督業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監督業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2) 環境問題等の発生により工事監督業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (3) 天災等により、工事監督業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監督業務の全部又は一部を中止させることができるものとする。

3. 17 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書第 14 条の規程に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合には、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書第 11 条、第 14 条及び第 15 条の規定に基づき履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。

3. 18 検査

1. 受注者は、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。
2. 受注者は、工事監督業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。

3. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
4. 受注者は、契約書第 22 条第 2 項により第 21 条を準用した規定に基づく、業務委託料の支払いの請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1) 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
5. 発注者は、工事監督業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。
6. 検査員は、監督員及び業務遂行責任者の立会のうえ、工事監督業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

新庁舎整備 監督業務特記仕様書

1. 監督する工事概要・期間

公募要項による

2. 監督対象工事

建築工事，電気設備工事，機械設備工事

（ただし，設計業務の提案内容によってはこの限りではない）

3. 業務遂行責任者等の資格要件

責任者等		資格要件
工事監督業務遂行責任者		一級建築士
担当技術者（委託監督員）	建築	一級建築士
	電気	建築設備士
	機械	建築設備士

※ 工事監督業務遂行責任者と担当技術者は兼ねてよい

※ 担当技術者は，建築・電気・機械で各1名以上選出すること

4. 業務内容等

(1) 工事監督業務

- ・ 地方自治法，福岡市契約事務規則，工事監督規程，建築工事委託監督業務項目その他関係規程に準拠し，誠実にその監督業務を行うこと
- ・ 建築士法に基づく工事監理（平成31年国土交通省告示第98号別添一第2項による）を行うこと

(2) 指示を受けるべき事項

- ・ 次の場合，速やかに監督員，市民局総務部区庁舎担当及び財政局財産有効活用部財産管理課の担当者と十分に協議し，指示を受けること
 - ① 業務水準及び設計成果物に疑義があるとき
 - ② 設計変更を要するとき
 - ③ 色，柄を決定するとき
 - ④ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査を行なうとき
 - ⑤ 工事が期限内に完成できないと推測されるとき
 - ⑥ その他不測の場合，または疑義のあるとき

(3) 報告

- ・ 工事期間中及び工事完了時に次の事項を遅滞なく監督員に報告すること。

- ① 工事監督日報 … 一週間ごとに提出
- ② 工事監督月報 … 翌月の初めに提出
- ③ 各種試験成績表 … 試験後速やかに提出
- ④ 各種施工図等 … 試験後速やかに提出

5. 資料の供与及び貸与等

公募要項による

6. 注意事項等

- ・ 本仕様書において「業務水準」とは、契約書による・ 本業務実施にあたっての適用基準等は、公募要項による
- ・ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査に立会すること
- ・ 期間は本工事の工事期間であり工事監督業務は工事完了後、受渡し完了まで継続して行うこと
- ・ 業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を市担当者へ提出し、承諾を受けること。
- ・ 管理技術者等の中から発注者の認める者を建築基準法に基づく工事監理者とする

7. 共通仕様書の読み替え

- ・ 建築工事等監督業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
業務遂行責任者	工事監督業務遂行責任者
工事請負契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	6.「契約図書」とは、契約書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準（ただし、第2章以降に限る）
工事監督業務委託に関する契約書	博多区新庁舎整備等事業に関する設計・施工一括契約書
工事監督業務の入札等に参加する者	博多区新庁舎整備等事業の入札に参加する者
14.「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	14.「対象工事の設計図書等」とは、契約書の規定により定められた業務水準、設計成果物、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
対象工事の設計図書	対象工事の設計図書等
契約書第9条	契約書第55条

工期	履行期間
契約締結後	工事監督業務着手後
業務委託料	工事監督費
契約書第 5 条第 1 項	契約書第 51 条第 1 項
契約書第 6 条	契約書第 52 条
契約書第 6 条第 2 項	契約書第 52 条第 2 項
契約書第 7 条	契約書第 53 条
契約書第 7 条第 2 項	契約書第 53 条第 2 項
契約書第 11 条第 1 項第 5 号	契約書第 57 条第 1 項第 5 号
契約書第 11 条第 1 項	契約書第 57 条第 1 項
契約書第 11 条	契約書第 57 条
契約書第 12 条	契約書第 58 条
契約書第 13 条第 1 項	契約書第 59 条第 1 項
契約書第 14 条	契約書第 60 条
契約書第 11 条, 第 14 条及び第 15 条	契約書第 57 条, 第 60 条及び第 61 条
業務完了届	工事監督業務完了届
契約書第 22 条第 2 項により第 21 条	契約書第 68 条第 2 項により第 67 条

現庁舎解体 監督業務特記仕様書

1. 監督する工事概要・期間

公募要項による

2. 監督対象工事

解体工事

3. 業務遂行責任者等の資格要件

責任者等		資格要件
工事監督業務遂行責任者		一級建築士
担当技術者（委託監督員）	建築	一級建築士

※ 工事監督業務遂行責任者と担当技術者は兼ねてよい

4. 業務内容等

(1) 監督業務

- ・ 地方自治法，福岡市契約事務規則，工事監督規程，建築工事委託監督業務項目その他関係規程に準拠し，誠実にその監督業務を行うこと

(2) 指示を受けるべき事項

- ・ 次の場合，速やかに監督員及び市民局総務部区庁舎担当の担当者と十分に協議し，指示を受けること
 - ① 業務水準及び設計成果物に疑義があるとき
 - ② 設計変更を要するとき
 - ③ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査を行なうとき
 - ④ 工事が期限内に完成できないと推測されるとき
 - ⑤ その他不測の場合，または疑義のあるとき

(3) 報告

- ・ 工事期間中及び工事完了時に次の事項を遅滞なく本市財政局アセットマネジメント推進部施設建設課，設備課及び事業主管課に報告すること。
 - ① 工事監督日報 … 一週間ごとに提出
 - ② 工事監督月報 … 翌月の初めに提出

5. 資料の供与及び貸与等

公募要項による

6. 注意事項等

- ・ 本仕様書において「業務水準」とは、契約書による
- ・ 本業務実施にあたっての適用基準等は、公募要項による
- ・ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査に立会すること
- ・ 期間は本工事の工事期間であり工事監督業務は工事完了後、受渡し完了まで継続して行うこと
- ・ 業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を市担当者へ提出し、承諾を受けること。

7. 共通仕様書の読み替え

- ・ 建築工事等監督業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
建築工事監督業務（建築工事，電気設備工事又は機械設備工事の工事監督をいうものとし，以下「工事監督業務」という。）	解体工事監督業務（解体工事の工事監督をいうものとし，以下「工事監督業務」という。）
業務遂行責任者	工事監督業務遂行責任者
工事請負契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは，契約書及び設計図書をいう。	6.「契約図書」とは，契約書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準（ただし第2章以降に限る。）
工事監督業務委託に関する契約書	博多区新庁舎整備等事業に関する設計・施工一括契約書
工事監督業務の入札等に参加する者	博多区新庁舎整備等事業の入札に参加する者
14.「対象工事の設計図書」とは，対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書，発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	14.「対象工事の設計図書等」とは，契約書の規定により定められた業務水準，設計成果物，発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
対象工事の設計図書	対象工事の設計図書等
契約書第9条	契約書第55条
工期	履行期間
契約締結後	工事監督業務着手後
業務委託料	工事監督費
契約書第5条第1項	契約書第51条第1項

契約書第 6 条	契約書第 52 条
契約書第 6 条第 2 項	契約書第 52 条第 2 項
契約書第 7 条	契約書第 53 条
契約書第 7 条第 2 項	契約書第 53 条第 2 項
契約書第 11 条第 1 項第 5 号	契約書第 57 条第 1 項第 5 号
契約書第 11 条第 1 項	契約書第 57 条第 1 項
契約書第 11 条	契約書第 57 条
契約書第 12 条	契約書第 58 条
契約書第 13 条第 1 項	契約書第 59 条第 1 項
契約書第 14 条	契約書第 60 条
契約書第 11 条, 第 14 条及び第 15 条	契約書第 57 条, 第 60 条及び第 61 条
業務完了届	工事監督業務完了届
契約書第 22 条第 2 項により第 21 条	契約書第 68 条第 2 項により第 67 条

公園再整備監督業務委託仕様書

1. 適用

この仕様書は、福岡市が委託する博多区新庁舎整備等事業（公園整備工事）の監督業務委託に適用する。

2. 一般的義務

- (1) 受注者は、博多区新庁舎整備等事業（公園整備工事）（以下「対象工事」という）の請負契約の適正な履行を確保するために必要な施工監理業務を厳正に実施しなければならない。
- (2) 受注者は、対象工事の調査、測量及び製図の業務についても従事しなければならない。
- (3) 受注者は、対象工事に関する工事請負者との協議等の事項、また関係機関、地元との交渉については、すみやかに監督員にその内容を報告しなければならない。

3. 設計図書の理解

受注者は、対象工事の契約書及び設計図書の内容を十分に理解し、更に工事現場の状況についても精通しておかなければならない。

4. 図書等の監理

受注者は、発注者から供与もしくは貸与を受けた図書及び物品については、善良なる管理をおこなわなければならない。

5. 工事施工監督業務の内容

- (1) 受注者は、「施工監理委託工事通知書」（様式第1号）を受理したときは、「工事監理者届出書」（様式第2号）を提出しなければならない。
- (2) 対象工事の適正な履行を確保するために受注者がおこなう業務は、次の内容とする。
 - ア. 対象工事に関する指導、協議、立会、検査、試験、改造請求及び破壊検査
 - イ. 関連工事との調整
 - ウ. 関係機関との協議、調整
 - エ. 請負工事の現場作業に関する苦情・条件処理
 - オ. 工事記録及び必要書類整理の指導
 - カ. 契約変更、条件変更に係る請負人との協議
 - キ. その他、前各号に付帯するもので監督員が指示するもの
- (3) 受注者は、対象工事の工事請負者が次の工事関係書類を提出できるよう指導しなければならない。
 - ア. 工事記録写真
 - イ. 出来高管理報告書
 - ウ. 出来形管理報告書
 - エ. 品質管理報告書
 - オ. 材料、施工承諾関係書類
 - カ. その他監督員が指示するもの
- (4) 受注者は、各月毎の委託業務の完了にあたり、「業務委託完了報告書」（様式第3号）及び「公園等工事施工監理業務記録」（様式第4号）を各月毎に提出しなければならない。

6. 設計変更等に関する協議

受注者は、対象工事の内容に関して契約変更、内容変更、条件変更等に係わる事項が生じた場合は監督員と協議し、さらにその協議内容を工事請負者に正確に伝えなければならない。

7. 対外交渉に関する協議

受注者は、対象工事の内容に関して関係機関、地元等と交渉する必要がある場合は、事前にその内容について監督員と協議しなければならない。

8. 検査の立会

受注者は、市及び他の機関が行う対象工事の検査に立会し、求められる説明に応じなければならない。

新庁舎整備 工事業務特記仕様書

1. 工事概要・期間

公募要項による

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 適用する特記仕様書

- ・ 建築工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事特記仕様書
- ・ 特記仕様書（機械設備工事に係るもの）

なお、特記仕様書は最新のものを用いること。

3. 特記仕様書の読み替え

- ・ 上記特記仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第3条第2項	設計・施工一括契約書第77条第2項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後
契約約款第20条	契約約款92条

4. 工事实績情報の登録について

- ・ 上記特記仕様書における「工事实績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

建築工事特記仕様書（平成30年度版）		特記事項					
<p>I. 一般事項</p> <p>1. 工事名称 博多区新庁舎整備等事業（新庁舎整備）</p> <p>2. 工事場所 福岡市博多区博多駅前二丁目174-2</p> <p>3. 工事期間</p> <p>4. 工事概要 博多区新庁舎の整備</p> <p>5. 別途工事 什器備品、システム設置、通信機器整備、防災無線設備</p> <p>6. 担保期間 受渡し完了の日から 2ヶ月間</p> <p>7. その他</p> <p>8. 特記事項 福岡市契約事務規則32条2項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。（該当事項〇印）</p> <p style="text-align: center;">○ 請負代金内訳書 ○ 工程表</p> <p>9. 安全管理</p> <p>(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者と当該現場の関連事業者をきめて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように建築主体業者が責任を持って指導すること。</p> <p>(3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)」並びに「公共建築改修工事標準仕様書」によること。</p> <p>10. その他</p> <p>(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。</p> <p>(2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。</p> <p>(3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。</p> <p>(4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。</p> <p>(5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。（該当する工事に・印）</p> <p style="text-align: center;">・ 塗装 ・ 防水 ・ 金属製建具</p> <p>(6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。</p> <p>(7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。</p> <p>(8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。</p> <p>(9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出される施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「Ⅲ. 施工体制の確認」による。</p> <p>(10) 福岡市契約事務規則第41条1項4号に定める中間技術検査（該当事項〇印） ○実施する ・実施しない</p>	<p>II. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項〇印）</p> <p>○ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>・ 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>3. 主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者又は監理技術者の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について 建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>III. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法 本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。 (施工体制台帳) 施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。 (工事作業所災害防止協議会兼施工体系図) ①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。 ②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検 一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検 I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p> <p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点措置 監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い 書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース 虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<p>IV. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者となった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>V. 設計変更にかかる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。</p> <p>① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの</p> <p>② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの</p> <p>③ その他上記に準ずる重要なもの</p> <p>VI. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項〇印）</p> <p>○地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合</p> <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <p>1) 工事箇所地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及び重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</p> <p>2) 必要に応じて試験、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について</p> <p>1) 工事箇所付近に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</p> <p>2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</p> <p>○オールケーシング工事の場合</p> <p>1. 作業中止の判断基準について</p> <p>1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</p> <p>4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</p> <p>VII. 建築工事仕様</p> <p>1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年版）による。 なお、改修工事を含む場合は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年版）により、解体工事を含む場合は「建築物解体工事共通仕様書」（平成24年版）による。</p> <p>2. 特記仕様の適用</p> <p>1) 項目は番号に 印のついたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は・印のついたものを適用する。 ・のない場合は※印のついたものを適用する。 ・印と※印のある場合は共に適用する。</p> <p>3) 各項目に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、図、表を示す。</p> <p>4) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。</p> <p>5) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。</p> <p>3. CADデータ ・有 ○無 「貸与するCADデータを当該工事における施工図及び完成図を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査までに返却すること。」</p>	<p>1. 適用基準等</p> <p>② 工事実績情報の登録(リリス) (1.1.4)</p> <p>③ 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)</p> <p>④ 監督基準</p> <p>⑤ 工事の記録 (1.2.4)</p> <p>⑥ 電気保安技術者 (1.3.3)</p> <p>⑦ 施工条件 (1.3.5)</p> <p>⑧ 発生材の処理等 (1.3.11)</p> <p>⑨ 環境への配慮 (1.4.1)</p> <p>⑩ 材料 (1.4.2)</p> <p>⑬ 完成時の提出図書 (1.7.1～3)</p> <p>⑭ C A L S / E C 電子納品</p> <p>⑮ 施工図等の取り扱い</p> <p>⑯ 福祉環境整備</p> <p>(1節 一般事項) ・小学校標準詳細図 ・中学校標準詳細図 ・福岡市黒板工事共通仕様書</p> <p>※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JAGIC）に下記の区分で10日（土日祝日を除く）以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時の登録</p> <p>※工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <p>※別紙建築工事監督基準による ・標準仕様書による (2節 工事関係図書) ○福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。 (3節 工事現場管理) ○適用する ・適用しない</p> <p>※施工時間等現場説明書に記載された時間を厳守すること。 ○その他の施工条件（協議による） ・引き渡しを要するもの（ ） ・中間再生処理（ ） ・特別管理産業廃棄物 ・有 ・無 ○再資源化を図るもの ○コンクリート塊 ○7A7Bコンクリート塊 ○木材 ※コンクリート塊（鉄筋コンクリート塊を含む）、7A7Bコンクリート塊については、認定再利用施設（中間処理施設）への搬入とすること。</p> <p>(4節 材料) 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努めること。 指定品目、判断基準は「福岡市グリーン購入ガイドライン」によること。</p> <p>本工事に使用する材料は、設計図書に定めるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督員の承諾を受ける。 なお、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」により省略することができる。 ※工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>(5節 施工) ○適用する(工種については現場説明書を参照) ・適用しない</p> <p>○受注者は監督員の指示に従い工事完了時に室内空気中の化学物質の濃度を測定すること。 (測定物質) ①ホルムアルデヒド ②トルエン ③キシレン ④エチルベンゼン ⑤スチレン (測定箇所) 個所数(箇所) ※測定室は監督員の指示による。</p> <p>(7節 完成図書) ○提出する(※完成図書等作成要領(福岡市財政局)による) ・提出しない</p> <p>2,000万円以上が対象。ただし、250～2,000万円で市 が指定するもの。 ・指定する ・指定しない ※福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）による。</p> <p>施工図等の著作権に係わる、当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。</p> <p>福岡市福祉のまちづくり条例の適用により、下記のいずれかを取り付けること。 ・整備基準適合証（基本タイプ） ・整備基準適合証（優良タイプ） (200×200) (200×200)</p>				
				<p>平成29年度以降の改定 H29. 2. 28 公共建築工事標準仕様書(平成28年版) 内容改正 H30. 3. 9 福岡市契約事務規則の一部改正に伴い、I. 10. (7)を改定 設計時に最新の特記仕様書を使用すること</p>		<p>【注 意 事 項】 ※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。 ※A1サイズの場合、1/2とする。 ・A2サイズの場合、7/10とする。</p>	
				工事名	特記仕様書(1)		No. 2
				図面名	日付 平成		
				福岡市 局 部 課			

<p>2 仮設工事</p>	<p>(2節 縄張り、遺方、足場その他) ※現況地盤の平均高さとし、監督員の指示による。</p> <p>①設計 G、L ②危険防止 1)仮囲い 2)足場 (2.2.4) 3)落下物等に対する施設</p> <p>③監督員事務所 (2.3.1) ④監督員事務所の備品等 (2.3.1) ⑤工事用地復旧 ⑥既存建物との取り合い ⑦工事用水 ⑧工事用電力 ⑨工事表示板等</p>	<p>4 地業工事 (提案による)</p> <p>6. 材料 (4.4.2) (表4.4.1) 7. 工法 (4.4.3~4) 1)工法 2)位置ずれの精度 3)支持地盤の位置及び種類 8. 継手 (4.4.5) 9. 杭頭の処理 (4.4.6) 10. 工法 (4.5.1, 4.5) 1)孔壁測定装置 11. 材料その他 (4.5.3) 1) 鉄筋 (5.2.1) (表5.2.1)</p>	<p>5 鉄筋工事 (提案による)</p>	<p>(4節 鋼杭地業) ※図面図示による ・下表による</p> <table border="1"> <tr> <th>杭の種類</th> <th>規格</th> <th>種類の記号</th> <th>断面寸法 (mm)</th> <th>長さ (m)</th> <th>先端部形状</th> </tr> <tr> <td>・鋼管ぐい</td> <td>JIS A 5525</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※開放形</td> </tr> <tr> <td>・H形鋼ぐい</td> <td>JIS A 5526</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ ()</td> </tr> </table> <p>・打込み工法 (打撃・振動) ・ () 工法 ・プレローリング併用打撃工法 プレローリングの掘削長さ (m) 掘削径 (mm) ・プレローリング掘削工法 ・特定埋込杭工法 () 工法 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による ※図面図示による ・ ()</p> <p>・現場溶接継手 ・高力ボルト継手 ・ ()</p> <p>※ガス切断</p> <p>(5節 場所打ちコンクリート杭地業) ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・拡底杭工法 ・ (工法) ・使用する (※超音波測定器 ・ ()) ・使用しない ※図面図示による</p> <p>異形鉄筋 JIS G3112 ・SD295A () 鉄筋 SD345 () 帯筋の加工及び組立 ・ ()</p> <p>鉄筋かごの補強</p> <table border="1"> <tr> <th>杭径 (m)</th> <th>材料 (補強リング)</th> </tr> <tr> <td>・1.5m以下</td> <td>※鋼板6×50 (mm) ・ ()</td> </tr> <tr> <td>・1.5m超</td> <td>※鋼板9×50~75 (mm) ・ ()</td> </tr> </table> <p>最小かぶり厚さ ※100mm ・ (mm) ・混和剤 ※JIS A6204 (コンクリート用化学混和剤) によるAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤の区分Ⅰ種 ・コンクリートの種類 ・A種 (無水掘り) ・B種 (無水掘り以外) ・セメント ※高炉セメントB種 ・ () ・設計基準強度 ・21N/mm² ・ (N/mm²) ・構造体強度補正值 (S) ※3N/mm² ・ (N/mm²) ・レディーミックスコンクリートの種類 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 ※上記以外は6章「コンクリート工事」による</p> <p>(6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等) 厚さ ※図面図示による ・60mm ・ (mm) 材料 ※再生クラッシャーラン ・切込砂利 ・切込砕石 厚さ ※図面図示による ・50mm ・ (mm) 範囲 ※図面図示による ・ () 材料 ※*リソソフ/40.15mm以上 ・図面図示による ・ () ・建設汚泥の再生利用については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」「建設汚泥処理土利用技術基準」「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」により、適正に処理する。 溶出試験の実施 ・する ※しない ※陸上処分 ※含水率が85%を超えるものは、中間処理とすること。 ・セメント及びセメント系固着材を使用する場合は、六価クロムの溶出試験を実施要領により土壌環境基準値を確認し、適切な措置を講ずること。 (六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験) 試験方法 試験方法は、セメント及びセメント系固着材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。 試験対象工種、工法名及び検体数 ・六価クロム溶出試験 () 工 () 工法 配合設計段階 () 検体 施工後段階 () 検体 ・タンクリーチング試験 () 工 () 工法 配合設計段階 () 検体 施工後段階 () 検体</p>	杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法 (mm)	長さ (m)	先端部形状	・鋼管ぐい	JIS A 5525				※開放形	・H形鋼ぐい	JIS A 5526				・ ()	杭径 (m)	材料 (補強リング)	・1.5m以下	※鋼板6×50 (mm) ・ ()	・1.5m超	※鋼板9×50~75 (mm) ・ ()	<p>(2節 普通コンクリートの種類及び品質) コンクリートの類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 建築基準法第37条第二号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート ・適用する ※適用しない 普通コンクリート設計基準強度 ※図示による ・ (N/mm²) ※工事現場における構造体コンクリート強度の推定は、現場水中養生による材齢28日における管理を基本とする 荷卸し地点におけるスランプの値 ※表6.2.2による ・ ()</p> <p>(3節 コンクリートの材料及び調合) ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・高炉セメントB種 (場所打ち杭は4章による) ・普通エコセメント ・フライアッシュセメントA種 ・フライアッシュセメントB種 特殊骨材の使用 ・使用する ※使用しない 使用する特殊骨材の種類 ・フェロニッケルスラグ細骨材 ・鋼スラグ細骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材H アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B ※アルカリ骨材反応抑制対策は国土交通省の対策に準じて行う。 ・混和剤 ※JIS A6204 (コンクリート用化学混和剤) によるAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤 区分Ⅰ種 ・ () ・混和剤 ※JIS A6201 (コンクリート用フライアッシュ) によるフライアッシュのⅠ種、Ⅱ種若しくはⅣ種、JIS A6207によるシリカファーム又はJIS A6202による膨張材</p> <table border="1"> <tr> <th>期間</th> <th>9/13~12/12 2/8~6/30</th> <th>12/13~2/7</th> </tr> <tr> <th>補正值 (S) (N/mm²)</th> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>1) 構造体強度補正值 (S) 2) 単位水量 3) 試し練り 4) 目地の寸法 ※図面図示による ・ ()</p> <p>(8節 型枠) ・コンクリート打放し仕上の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>・コンクリート打放し仕上の打増し厚さ ・20mm ・ (mm) ・ひび割れ誘発目地位置、形状、寸法 ※図面図示及び9.7.3(a)(1)による</p> <p>せき板の材料 ・打放し仕上げ ※特記6.9で適用した種別により、表6.2.4の表面の仕上げの程度に見合ったものとする。 ・打放し仕上げ以外 ・合板型枠 厚さ ※12mm ・ (mm) 材料 ・表面加工品 ※B-C品 ()</p> <p>断熱材兼用型枠 ・使用する ・使用しない MCR工法 ・適用する ・適用しない スラブの材種 (規格) ・鋼管 (JIS G3452の白管) ・硬質ポリ塩化ビニル管 (VU) ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・つば付き鋼管 ※柱及び梁以外で開口補強が必要。かつ、スラブ径が200mm以下は、紙フープも可とする</p> <p>※表6.8.2及び表6.8.3により、材齢又は圧縮強度により定める ・普通エコセメントの場合 () (10節 軽量コンクリート) 種類 ※1種 ・2種 適用箇所 ※図面図示による ・ () スランプ ※21cm ・図面図示による ・ (cm)</p> <p>(11節 寒中コンクリート) ※適用する (適用期間:)</p>	期間	9/13~12/12 2/8~6/30	12/13~2/7	補正值 (S) (N/mm ²)	3	6	種類	施工箇所	・A種		・B種		・C種		<p>6 コンクリート工事 (提案による)</p> <p>14. 材料及び調合 (6.12.2) 15. 一般事項 (6.13.1) 16. 材料及び調合 (6.13.2) (a) 2) 混和材料 (6.13.2) (b) 3) スランプ (6.13.2) (e) 4) 構造体強度補正值 (S) (6.13.2) (f) (表6.13.1) 17. 一般事項 (6.14.1) 18. 材料及び調合 (6.14.2) 2) レディーミックスコンクリートの発注、品質管理等 19. 一般事項 (6.15.1)</p>	<p>7 鉄骨工事 (提案による)</p> <p>1. 鉄骨製作工場 (7.1.3) 2. 施工管理技術者 (7.1.4) 3. 鋼材 (7.2.1) 4. 高力ボルト (7.2.2) 5. アンカーボルト (7.2.4) 6. 溶接材料 (7.2.5) 7. ターンバックル (7.2.6) 8. デッキプレート (7.2.7) 9. 柱底均しモルタル (7.2.9) 10. 材料試験等 (7.2.10) 11. 仮組 (7.3.10) 12. すべり係数試験 (7.4.2) 13. 締付け (7.4.7)</p> <p>(1節 一般事項) ・Sグレード ・Hグレード ・Mグレード ・Rグレード ・Jグレード ※監督員の承諾による ※要 ・不要 (2節 材料) ※表7.2.11による ・ () 形状・寸法 ※図面図示による 種類 ※トルシア形高力ボルト 2種 (S10T) ・JIS形高力ボルト JIS B1186 2種 (F10T) ・溶融亜鉛めっき高力ボルト 1種 (F8T相当) 種類 ・構造用アンカーボルト ※JIS G3138 の SNR400 () ・建方用アンカーボルト ※JIS G3101 の SS400 () 公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による 溶接棒等 ※表7.2.4による シールドガス ※JIS Z3253 (溶接及び熱切断用シールドガス) による その他の溶接材料 ・ () ターンバックル胴 ※割付式 ・ () ターンバックル脚 ※羽子板ボルト ・ () ※図面図示による ・ () ※JIS G3352 ・床型枠用鋼製デッキプレート 6.8.3 (c) による。 ・無収縮モルタル セメント ・普通セメント ・早強ポルトランドセメント 混和材 ※セメント系膨張材 ・ () 調合 ※製造所の仕様とする。 品質・試験方法 ※表7.2.6による ・ ()</p> <p>(1) 鋼材品質試験 ※JIS又は建築基準法に定められた方法 (2) 板厚法に引張力を受ける鋼板の試験 ※JIS G9091による。 ・適用する ・適用しない (3節 工作一般) ・実施する ※実施しない (4節 高力ボルト接合) ・実施する ※実施しない 試験の方法 () 試験片の摩擦面の状態 ()</p> <p>ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・実験により一次締めを含めて施工条件を決定することとする。</p>
杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法 (mm)	長さ (m)	先端部形状																																								
・鋼管ぐい	JIS A 5525				※開放形																																								
・H形鋼ぐい	JIS A 5526				・ ()																																								
杭径 (m)	材料 (補強リング)																																												
・1.5m以下	※鋼板6×50 (mm) ・ ()																																												
・1.5m超	※鋼板9×50~75 (mm) ・ ()																																												
期間	9/13~12/12 2/8~6/30	12/13~2/7																																											
補正值 (S) (N/mm ²)	3	6																																											
種類	施工箇所																																												
・A種																																													
・B種																																													
・C種																																													
平成29年度以降の改定 H29. 2. 28 公共建築工事標準仕様書(平成28年版) 内容改正 設計時に最新の特記仕様書を使用すること				工事名																																									
				図面名 特記仕様書(2) 日付 平成 . .																																									
福岡市 局 部 課				No. 3																																									

7 鉄骨工事(提案による)

14. 技能資格者 (7.6.3)

15. 材料準備 (7.6.4)

16. 溶接施工 (7.6.7)

17. 溶接部の試験 (7.6.11)

18. デッキプレートの溶接 (7.7.8)

19. 塗装の種類 (表7.8.3)

20. 耐火被覆材の種類及び性能 (7.9.2)

21. アンカーボルト等の設置 (表7.10.1)

22. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 (7.12.4)

(6節 溶接接合)
 量量付加試験 ・行う ※行わない
 開先の形状 ※図面図示による ・()
 エンドタブの切除 ・有(適用箇所) ・無
 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図面図示による
 スクラップの形状 ・図面図示による ・()

試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 AQL ※4.0% - 2.5%	※7.6.11(b)による 図示

(7節 スタッド溶接及びデッキプレート溶接)
 デッキプレートを鉄骨部材に溶接する場合
 ※アークスポット又は隅肉溶接 ・()
 合成スラブとして使用する場合
 ※焼抜き栓溶接 ・()
 (8節 錆止め塗装)
 SRC造の溶接された鋼製スリーブの内面
 ※表18.3.1 鉄鋼面錆止め塗料の種類 A種
 ・()
 耐火被覆材の接着面
 ・()
 (9節 耐火被覆)
 ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け
 ・ラス張りモルタル塗り
 ※所要性能は図面図示による ・()
 (10節 工事現場施工)
 柱底均しモルタル
 厚さ ※図面図示による ・()
 工法 ※A種 ・B種 ・()
 (12節 溶融亜鉛めっき工法)
 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理
 ・プラスト処理
 ・プラスト以外の処理 すべり耐力等の確認方法 ()

9 防水工事(提案による)

10. 間仕切壁パネル工法 (表8.5.4)

11. 開口部の処置 (表8.5.5)

9 防水工事(提案による)

1. 材料 (9.2.2)

1) アスファルト (9.2.2)(b)

2) 押え金物 (9.2.2)(f)

3) 断熱材 (9.2.2)(i)

4) 絶縁用シート (9.2.2)(j)

2. 防水層の種類、種別及び工程 (表9.2.3)

(2節 アスファルト防水)

※3種 ・()
 ※アルミニウム製 L=30×15×2.0(mm) ・アルミニウム製 L=60×30×2.0(mm) ・()
 ・屋根保護防水断熱工法
 材質 ・JIS A9521による押出法*リフレフォーム断熱材3種b A(スチ層付き)
 ・JIS A9511によるA種押出法*リフレフォーム保温板3種b(スチあり)
 厚さ ※図面図示による ・()mm
 ・屋根露出防水断熱工法
 材質 ・JIS A9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 ・JIS A9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温板2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 厚さ ※図面図示による ・()mm
 ・屋根保護防水工法
 材質・厚さ ※ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上
 ・()
 ・屋根保護防水断熱工法
 材質 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス (70g/m2程度)
 ・()

工 法	種 別	保護層	保証期間
屋根保護防水密着	・A-1 ・A-2 ・A-3	※図示	10年
屋根保護防水密着断熱	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3	※図示	10年
屋根保護防水絶縁	・B-1 ・B-2 ・B-3	※図示	10年
屋根保護防水絶縁断熱	・BI-1 ・BI-2 ・BI-3	※図示	10年
屋根露出防水絶縁	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4		10年
屋根露出防水絶縁断熱	・DI-1 ・DI-2		10年
屋内防水密着	・E-1 ・E-2	※図示	

9 防水工事(提案による)

7. 防水層の種類及び工程 (表9.4.1~3)

1) 仕上塗料

2) 保護層(屋内保護密着工法)

8. 防水層の種類及び工程 (表9.5.1)

1) 脱気装置

2) 保護層

3) 絶縁用シート

4) 仕上塗料

9. 適用範囲 (9.6.1)

10. 防水層の種類及び工程 (表9.6.2)

11. 施工 (9.6.4)

12. 材料 (9.7.2)

13. 目地寸法 (9.7.3)

14. シーリング材の試験 (9.7.5)

15. 保守管理用プレート

(1節 一般事項)
 石材の割付け ※10.1.3(a)(1)(2)による
 床ワックス掛け ・行う ・行わない
 (2節 材料)
 ・石材

石材の種類	施工箇所	品質	仕上げの種類	石材の面積(1枚当たり)
				※0.8㎡以下

 ・テラソブロック及びテラソタイル (JIS A5411)
 種石の種類 ※大理石 ・()
 種石の大きさ ※1.5~12mm ・()
 表面仕上げ ・本磨き ・()

(3節 シーリング)
 施工箇所及び種類 ※表9.7.11による ・()
 ※図面図示による
 ・()mm
 接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験 (JIS A1439)
 壁プレート (300×250程度)
 ※設ける ・設けない
 ※施工規模100㎡以上の主たる防水施工箇所に1箇所とする。

10 石工事(提案による)

4. 取付金物 (表10.2.2)

5. その他の材料 (表10.2.3)

6. 材料 (表10.3.2)

7. 施工 (表10.3.3)

8. 材料 (表10.4.2)

9. 施工 (表10.4.3)

10. 材料 (表10.5.2)

11. 施工 (表10.5.3)

12. 床及び階段の石張り (表10.6.2~3)

13. アーチ、上裏等の石張り (表10.7.2)

14. 笠木、甲板等の石張り (表10.7.3)

15. 隔て板石張り (表10.7.4)

(4節 外壁湿式工法)
 厚さ ※有効厚さ25mm以上 ・()mm
 石裏面処理 ・行う ・行わない
 裏打ち処理 ・行う ・行わない
 (4節 内壁空積工法)
 厚さ ※有効厚さ20mm以上 ・()mm
 石裏面処理 ・行う ・行わない
 裏打ち処理 ・行う ・行わない
 (5節 乾式工法)
 厚さ 外壁 ※有効厚さ30mm以上 ・()mm
 内壁 ※有効厚さ25mm以上 ・()mm
 だば用穴位置 ※上端横目地合端に2箇所、両端部から石材幅の1/4程度
 石裏面処理 ・行う ・行わない
 裏打ち処理 ・行う ・行わない
 (6節 特殊部位の石張り)
 石材の厚さ ・()mm
 石裏面処理 ・行う ・行わない
 目地幅 屋外 ※4mm以上 ・()mm
 屋内 ※3~6mm ・()mm
 目地シーリング ・行う (幅・深さ6mm以上) ・行わない
 伸縮調整目地シーリング目地寸法 ※幅・深さ10mm以上 ・()mm
 (7節 特殊部位の石張り)
 取付工法 ・外壁湿式工法 ・内壁空積工法 ・乾式工法
 厚さ ※図面図示による ・()mm
 石裏面処理 ・行う ・行わない
 裏打ち処理 ・行う ・行わない
 目地幅 ※6mm以上 ・()mm
 目地シーリング ・行う ・行わない
 厚さ ※40mm ・図面図示とする

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事(提案による)

1. 材料 (表8.2.2)

2. コンクリートの調合 (表8.2.2)

3. 材料 (表8.3.2)

4. 鉄筋の加工及び組立 (表8.3.3)

5. 材料 (表8.4.2)

6. 外壁パネル構法 (表8.4.3)

7. 間仕切壁パネル構法 (表8.4.4)

8. 材料 (表8.5.2)

9. 外壁パネル工法 (表8.5.1)

(2節 補強コンクリートブロック造)
 圧縮強さ、正味厚さ、モジュール呼び寸法及び種類
 種類 ※空洞ブロック16 ・()
 厚さ ※図面図示による ・()mm
 充填及びまぐさ ※レ・イ・ミ・キ・コンクリート呼び強度21-SL21cm ・表8.2.2
 表8.2.2以外のコンクリート ※普通コンクリート Fc=21N/mm2 ・()
 (3節 コンクリートブロック構法及び壁)
 圧縮強さ、正味厚さ、モジュール呼び寸法及び種類
 種類 ※表8.3.1による ・()
 厚さ ※図面図示による ・()mm
 コーキングの調合 ※レ・イ・ミ・キ・コンクリート呼び強度21-SL21cm ・表8.2.2

縦筋	横筋	開口補強筋(縦横)	交差部、端部補強筋
D10-400@	D10-400@	1-D13	1-D13

(4節 ALCパネル)

種類	単位荷重(N/m)	厚さ(mm)	耐火性能
・外壁パネル	・()	※100 ・()	
・間仕切壁パネル	・()	※100 ・()	
・屋根パネル	・()	※100 ・()	
・床パネル	・()	・100 ・150	・要 ・不要

種類 ・A種 ・B種
 出隅・入隅* 材接合部、取合い部目地幅 ・()mm ・耐火目地材充填

種類 ・C種 ・D種 ・E種
 出隅・入隅* 材接合部、取合い部目地幅 ・()mm ・耐火目地材充填

(5節 押出成形セメント板(ECP))
 ・パネル 製造所 () 同等品

種類 ・A種 ・B種
 パネル相互の目地幅 長辺 ※8mm以上 ・()mm
 短辺 ※15mm以上 ・()mm
 出隅・入隅* 材接合目地幅 ※15mm(シーリング* 材充填) ・()mm
 耐火構造以外の目地・隙間処理 ※パネル製造所の仕様 ・()

1) 脱気装置

2) 仕上塗料

3. 保護層等の施工 (表9.2.5)

4. 材料 (表9.3.2)

5. 防水層の種類及び工程 (表9.3.1~3)

1) 脱気装置

2) 仕上塗料

6. 材料 (表9.4.2)

1) 絶縁用シート

2) 断熱材

種類 ※製造所の指定 ・()
 設置数量 ※製造所の指定 ・()
 種類 ※製造所の仕様 ・()
 使用量 ※製造所の仕様 ・()
 立上り部の保護
 ・乾式工法 ・乾式保護材 ※製造所の仕様 ・()
 ・湿式工法 ・れんが押え ※JIS R1250 (普通れんが及び化粧れんが)
 ・コンクリート押え
 ・モルタル押え
 屋上排水溝の適用 ※図面図示による ・()
 (3節 改質アスファルトシート防水)
 断熱材
 ・屋根露出防水断熱工法
 材質 ・JIS A9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 ・JIS A9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温板2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 厚さ ※図面図示による ・()mm

工 法	種 別	防湿層	保証期間
屋根露出防水密着	・AS-T1 ・AS-T2		10年
屋根露出防水絶縁	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1		10年
屋根露出防水絶縁断熱	・ASI-T1 ・ASI-J1	・設置 ・非設置	10年

種類 ※製造所の指定 ・()
 設置数量 ※製造所の指定 ・()
 種類 ※製造所の仕様 ・()
 使用量 ※製造所の仕様 ・()
 (4節 合成高分子系ルーフィングシート防水)
 材質 ※発泡ポリエチレンシート ・()
 ・機械式固定工法
 材質 ・JIS A9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 ・JIS A9521による押出法*リフレフォーム断熱材(-1種b -2種b -3種b)
 ・JIS A9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材2種(-1号 -2号)で
 透水係数を除く規格適合品
 ・A種押出法*リフレフォーム保温板(種類)
 厚さ ※図面図示による ・()mm

10 石工事(提案による)

1. 施工一般 (表10.1.3)

2. 清掃 (表10.1.5)

3. 材料 (表10.2.1~2)

(1節 一般事項)
 石材の割付け ※10.1.3(a)(1)(2)による
 床ワックス掛け ・行う ・行わない
 (2節 材料)
 ・石材

石材の種類	施工箇所	品質	仕上げの種類	石材の面積(1枚当たり)
				※0.8㎡以下

 ・テラソブロック及びテラソタイル (JIS A5411)
 種石の種類 ※大理石 ・()
 種石の大きさ ※1.5~12mm ・()
 表面仕上げ ・本磨き ・()

11 タイル工事(提案による)

1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (表11.1.3)

2. 材料 (表11.2.2)

3. 施工 (表11.2.7)

(1節 一般事項)
 目地の位置 ※表11.1.1による ・()
 (2節 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り)
 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所は図示による。
 色 ・標準色 ・特注色
 役物 ・適用する ・適用しない
 試験張り ※行わない ・行う
 タイルの見本焼き ※行わない ・行う
 下地及びタイルごしらえ ・MCR工法 ※目荒し工法(高圧洗浄)

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法	張付けモルタル	
			厚層(mm)	備考
内装タイル	—	・改良積上げ張り	13~18	1枚ずつ張る
外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	・密着張り	5~8	1枚ずつ張る
		・改良積上げ張り	4~7	
		・改良圧着張り	下地側4~6 タイル側3~4	
内装タイル 以外の エッジタイル	25mm角を超え 小口未満	・マツ張り	3~4	エッジ毎に張る
	小口未満	・砂*タイル張り	3~5	

1 3

4. 材料 (11.3.2)

5. 張付け用材料 (11.3.3)

6. 外壁タイル接着剤張りシーリング材 (11.3.4)

7. 施工 (11.3.7) (表11.3.2)

8. 材料 (11.4.2)

9. タイル型枠先付けの種類 (11.4.3) (表11.4.1)

1 2

1. 表面仕上げ (12.1.4) (表12.1.1)

2. 木材 (12.2.1) (表12.2.1)

1) 製材 (表12.2.2)

2) 代用樹種

3) 造作用集材

(3節 接着剤による陶磁器質タイル張り)

形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、施工箇所は図示による。

色 ・標準色 ・特注色

役物 ・適用する ・適用しない

試験張り ※行わない ・行う

タイルの見本焼き ※行わない ・行う

※外壁は屋外壁用の外装タイル接着剤張り専用タイルとする。

有機系接着剤は、内装壁はJIS A5548 (陶磁器質タイル用接着剤)、吹抜け部分はJIS A5557 (外装タイル張り用有機系接着剤) により、ホルムアルデヒドの放射量はF☆☆☆☆とする。

打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系() ・()

伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系() ・()

下地及びタイルごしらえ ・MCR工法 ※目荒し工法 (高圧洗浄)

タイルの種類	タイルの大きさ	工法	張付け材料			
			表あし高さ 裏面反り	規格番号	使用量 (kg/m ²)	備考
内装タイル	—	・内装壁タイル接着剤張り		JIS A5548 有機系接着剤	1.5~2	・タイプ1 ・タイプ2
外装タイル 吹抜け部	小口以上 二丁掛け 以下	・外装壁タイル接着剤張り	表あし高さ 0.9mm以下 かつ、 裏面反り ±0.7mm以下	JIS A5557 有機系接着剤	2.5	—
			上記以外		3.5	
内装タイル 以外の ユニット	小口未満	・外装壁タイル接着剤張り	表あし高さ 0.9mm以下 かつ、 裏面反り ±0.7mm以下	JIS A5557 有機系接着剤	2	ユニット毎 に張る
			上記以外		2.5	

(4節 陶磁器質タイル型枠先付け)

形状、寸法、施工箇所は図示により、耐凍害性を有するものとする。

色 ・標準色 ・特注色

役物 ・適用する ・適用しない

試験張り ※行わない ・行う

タイルの見本焼き ※行わない ・行う

せき板 ・「コンクリート型枠用合板の規格」によるBーC

・金属製タイル先付け用パネル

タイルの種類	工法
・小口タイル	・タイルシート法
・二丁掛けタイル	・目地削法
・大形タイル	・棧木法

1 2

木
工
事
(提案による)

4) 造作用単板積層材

5) 床張り用合板等

3. 接合具・木れんが (12.2.2.3)

4. 防蟻・防蟻処理 (12.3.1)

1) 薬剤の加圧注入

2) 薬剤の塗布

3) 保証期間

5. 防虫処理 (12.3.2)

6. 木材 (12.4.1) (12.5.1)

1 3

1. 材料・工法 (13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1) (表13.2.2)

2. 折板葺 (13.3.2) (13.3.3) (表13.3.1)

3. 材料 (13.5.2) (13.5.3) (表13.5.1~5)

「F☆☆☆☆」又は、塗装していないものは「非ホルムアルデヒド」系接着剤使用、塗装したものは「非ホルムアルデヒド」系接着剤及び「ホルムアルデヒド」を放射しない塗料使用のもの。

厚さ (mm)

規格 ※JAS規格品 ・ JAS規格品以外(含水率14%以下)

表面化粧加工 ・有 (・天然木 ・塗装) ・無 (等級 : 級)

防虫処理 ・有 ・無

「F☆☆☆☆」又は、塗装していないものは「非ホルムアルデヒド」系接着剤使用、塗装したものは「非ホルムアルデヒド」系接着剤及び「ホルムアルデヒド」を放射しない塗料使用、化粧加工したものは「非ホルムアルデヒド」系接着剤及び「ホルムアルデヒド」を放射しない材料使用。

※合板の表板の樹種、施工箇所は図示による。

種別	厚み	接着剤の耐水性	板面の品質		加工処理
			樹種	等級	
・普通合板	※5.5mm ・()	※1類 ・2類	・針葉樹 ()	※C-D ()	・防虫処理
・構造用合板	※12mm ・()	・特類 ※1類 ・2類	強度等級 ・1級 ・2級	※C-D ()	・防虫処理

構造用合板で屋内の湿潤状態となる場所に使用する場合は接着剤の種類は「特類」とする。

種別	厚み	表裏面の状態区分	曲げ強さ (N/mm ²)	接着剤区分	難燃性区分
・パーティクルボード	※15mm ・()	・素地研磨品 (RS) ・単板研磨品 (VS)	・8 ※13	※Mタイプ ※Pタイプ	・難燃2級 ・難燃3級 ・普通
・構造用合板	・()	・単板無研磨品 (VN)	・18	※Pタイプ	・普通

接着剤のホルムアルデヒド放射量は、F☆☆☆☆とする。

(3節 防蟻・防蟻・防虫処理)

木材保存剤は、人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつJIS規格に適合する木材保存剤又はこれと同等の木材保存剤とする。

性能区分 ・K2 ※K3 ・K4

適用部位 ()

処理方法 ※12.3.1(3)(ii)による。

保証期間は5年とする。

施工箇所 ・図面図示による ()

適用 ・有 ・無

名称	適用樹種
・間仕切軸組	※杉又は松 ()
・床組	※12.4.1(b)による ()
・出入口	・吊元枠、水掛り下枠、敷居 ※ひのき () ・上記以外 ※松又は杉 ()
・縁甲板・上がりがまち	※ひのき ()
・壁下地、天井下地	※杉又は松 ()

(2節 長尺金属板葺)

屋根葺形式	材種	板厚 (mm)	
		一般部分	谷部分
・横葺	※塗装溶融55%アルミニウム一亜鉛めっき鋼板及び銅帯 ※片面塗装 ・両面塗装	・()	・()
・瓦葺葺 (心木なし)	・溶融亜鉛めっき鋼板及び銅帯		
・平葺	・ポリ塩化ビニル被覆金属板		

下葺材料 ・アスファルト・フィング 940
・改質アスファルト・フィング 下葺材 (・一般 ・複層基材 ・粘着層付)

雪止め ・設置する ・設置しない

(3節 折板葺)

材料による区分	板厚 (mm)	形式による区分	山形及び山ピッチによる区分 (mm)
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び銅帯 ※片面塗装 ・両面塗装	・()	※重ね形又ははざ納め形	山高 () 山ピッチ ()
・塗装溶融55%アルミニウム一亜鉛めっき鋼板及び銅帯 ・ポリ塩化ビニル被覆金属板	・()	・()	

・軒先面戸板 ・する ・しない
・断熱材張り 種別 ()、厚さ (mm)、防火性能 ()

(5節 とい)

材種 ・配管用鋼管
※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・素地)
・硬質塩化ビニル雨どい ()

受金物 ※ステンレス ・溶融亜鉛めっき鋼板製
鋼管製といの防露巻 ・有 (表13.5.5)による ・無
掃除口 ・設ける ・設けない
下がり止め ・鋼管製といの工法による
・硬質ポリ塩化ビニル管製といの工法による

1 4

金属
工
事
(提案による)

1. 工法 (14.1.3)

2. ステンレスの表面仕上げ (14.2.1)

3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)

4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2~4)

5. 適用範囲 (14.4.1)

6. 材料 (14.4.2)

7. 形式及び寸法 (14.4.3) (表14.4.2)

8. 工法 (14.4.4)

9. 材料・工法 (14.5.2) (表14.5.1)

10. 材料 (14.6.2)

11. 材料 (14.7.2) (14.7.3) (表14.7.1)

12. 手すり (14.8.2)

13. タラップ (14.8.3) (表14.8.2) (表14.8.3) (表14.8.4)

(1節 一般事項)

あと施工アンカー引抜き耐力の確認試験 ・行う ・行わない

設計用引張強度 ※1.2.2[施工計画書]の品質計画により定めるものとする。

(2節 表面処理)

表面仕上げ ※H L仕上げ ・鏡面仕上げ ・No.2仕上げ (屋内で簡易材質 ・ SUS304 ・ ())

種別	施工箇所	着色方法	色合等
・A-1種			
・A-2種		※二次電解着色 ・自然発色	・
・B-1種		・UV(無着色)塗装	
・B-2種		・着色塗装 ・UV(無着色)塗装	・
・C-1種			
・C-2種		※二次電解着色 ・自然発色	・
・D種		・常温乾燥形塗装 ・UV(無着色)塗装	・

表面処理方法	施工箇所	種別	備考
・溶融亜鉛めっき		・A種 ・B種 ・C種	JIS H8641
・電気亜鉛めっき		・D種 ・E種 ・F種	JIS H8610

(4節 軽量鉄骨天井下地)

特定天井、天井構成部材の単位面積当たりの質量が20kg/m²を超える天井、水平でない天井及びシステム天井によるものを除く。

野縁等の種類

屋内 ※19形 ・25形

屋外 ・19形 ※25形

野縁受、吊りボルト及びビニサートの間隔

屋内 ※900mm 周辺部は端から150mm以内 ()

屋外 ※図面図示による ()

野縁の間隔

屋内 ※表14.4.2による ()

屋外 ※図面図示による ()

天井のふところが1.5m以上の場合の補強
※14.4.4(h)(1)(2)による ・図面図示による

天井のふところが3mを超える場合の補強
※図面図示による ()

天井下地材における耐震性を考慮した補強
※図面図示による ()

屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強
※図面図示による ()

(5節 軽量鉄骨壁下地)

スタッド、ランナーの種類は図面による。特に図面に記入がない場合は標準仕様書による。

スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図面図示による

(6節 金属成形板張り)

材種	※アルミニウム	・()	・()
製法	※押し出し	・プレス	・ロール
寸法	板幅 ※100 ・() 板厚 ※1.0 ・()	板幅 () 板厚 ()	
表面処理	・A-1種 又は B-1種 ※A-2種 又は B-2種 ・()		

取付用下地 ※軽量鉄骨天井下地(14.4.1) ・()
伸縮調整継手 ・設ける ・設けない

(7節 アルミニウム製笠木)

部材の種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・()

表面処理 ・A-1種又はB-1種 ・()

風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔 ・()
風圧力及び積雪荷重に対応した固定方法等 ・()

(8節 手すり及びタラップ)

材料の種類 ※図面図示による ()

表面処理 亜鉛めっき ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
ステンレス ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ・No.2仕上げ(屋内で簡易)

材料の種類 ※図面図示による ()

表面処理 亜鉛めっき ・A種 ・B種 ※C種 ・D種 ・E種 ・F種
ステンレス ※仕上げなし ・HL仕上げ ・鏡面仕上げ ・No.2仕上げ(表14.8.4)

1 5

左
官
工
事
(提案による)

1. 材料 (15.2.2)

2. 工法 (15.2.5)

3. 床面の仕上げ (15.3.2)

4. 材料 (15.4.2) (15.4.3)

5. 材料 (15.5.2) (表15.5.1) (表15.5.2)

6. ALCl₃ 床下地処理 (15.5.4)

7. マチカケ塗料塗り (15.6.2)

8. 材料 (15.8.2)

9. 配合及びびかさ比重等 (15.8.3)

1 6

建
具
工
事
(提案による)

1. 一般事項 (16.1.3~6)

2. 性能及び構造 (16.2.2) (表16.2.1)

3. 材料 (16.2.3)

4. 形状及び仕上げ (16.2.4) (表16.2.2)

5. 障子取り外し方式

6. 性能及び構造 (16.3.2) (表16.3.1~3)

7. 形状及び仕上げ (16.3.4)

8. 性能及び構造 (16.4.2) (表16.4.1)

9. 材料 (16.4.3)

10. 形状及び仕上げ (16.4.4) (表16.4.2)

(2節 モルタル塗り)

既製目地材 ※使用しない ・使用する (形状は図面図示による。)

床の目地 ・設置する 工法 ※押し目地 ()
・設置しない

外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗りの確認
※全面打診確認
・接着力試験 ・行う (施工計画) ・行わない

(3節 床コンクリート直直し仕上げ)

6.2.5 [コンクリートの仕上がり] (b) (2)による。

(4節 セルフレプレイング材塗り)

種別	呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・薄付け仕上げ塗料	・外装薄塗材E	・砂壁状	吹付け	
	・着色骨材砂壁状	・吹付け		
	・内装薄塗材E	・砂壁状(ゆるく)	吹付け	
・複層仕上げ塗料	・内装薄塗材S	・砂壁状(ゆるく)	吹付け	
	・砂壁状	・吹付け		
	・内装薄塗材W	・京壁状(ゆるく)	吹付け	耐水性 ・有 ・無
・複層仕上げ塗料	・複層塗材CE	・平たん状	吹き付け	耐水性 ・有 ・無
	・複層塗材Si	・砂壁状	吹き付け	
	・複層塗材E	・砂壁状	吹き付け	
・複層塗材R	・凹凸状	吹き付け		耐水性 ・有 ・無
	・可とう複層塗材E	・吹き付け		
	・可とう複層塗材E	・吹き付け		

・軽量骨材仕上げ塗料 ・吹付け用軽量塗料 ・砂壁状 吹付け

防火材料の指定 ・図面図示による

内装仕上げ塗料のホルムアルデヒド放射量は、F☆☆☆☆

複層仕上げ塗料の上塗材

溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系

樹脂 ※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリル系系 ・アクリル系系

外観 ※つや有 ・つや無 ・アクリク

内装目地部の形状 ※V形目地付き ()

(6節 マスチック塗料塗り)

種別 ・A種 ・B種

(7節 ロックウール吹付け)

ロックウール(JIS A9504)及び接着剤のホルムアルデヒド放射量は、F☆☆☆☆

仕上げ吹付け厚さ (mm) ・図面図示による

(1節 一般事項)

防火戸の指定、「防犯建物部品」の適用は、図面図示する

建具見本の製作 ・行う ※行わない

特殊建具の仮組 ・行う ・行わない

(2節 アルミニウム製建具)

外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法 (mm)
・A種	S-4	A-3	W-4	・70 ・100
・B種	S-5			
・C種	S-6	A-4	W-5	※100 ()

網戸 ※合成樹脂製
・ガラス繊維入り合成樹脂製
・ステンレス製(SUS316)

表面処理 外部 ・B-1種 ()
内部 ・C-1種 ()

色調 ※図面図示による

結露処理 ※図面図示による

※内はずし ・外はずし ・図示

学校施設については、内はずしを標準とする。

(3節 樹脂製建具)

外部に面する建具の種類 ・A種 ・B種 ・C種

外部に面する建具の遮音性能等級 ・T-A種 ・T-B種

外部に面する建具の断熱性能等級 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種

表面色 ※図面図示による ・標準色(白色) ・特別色

建具枠の見込み寸法 ※図面図示による ()

(4節 鋼製建具)

外部に面する鋼製建具の耐風圧性は、特記16.2に準ずる。

簡易気密型ドアセット ※適用する ・適用しない

鋼板	めっき付着量
・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G3302)	※Z12又はF12 ()
・溶融亜鉛-5%Ni-Fe 合金めっき鋼板(JIS G3317)	※Y08 ()

鋼板の厚さ ※表16.4.2による ・図面図示による

(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さか2,400mmを超える場合は表16.4.2は適用しない。

工事名

図面名 特記仕様書(4) 日付 平成

福岡市 局 部 課

No. 5

16 建具工事 （提案による）	11. 性能及び構造 (16.5.2)	(5節 鋼製軽量建具) 外部に面する鋼製軽量建具の耐風圧性は、特記16.2に準ずる。 簡易気密型ドアセット ※適用する ・適用しない	32. 材料 (16.14.2)	(14節 ガラス) 板ガラス 材料はJIS規格品とし、厚さ・種類等は図面図示による。 ガラス留め材 ・シーリング ・グレイジングガスケット（グレイジングチャンネル形） ・グレイジングガスケット（グレイジングビート形）	18 塗装 工事 （提案による）	5. 塗料の種類 (18.4.2)	(4節 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)) ※1種 ・2種	19 内装 工事 （提案による）	3. 施工 (19.2.3)	・熱溶接工法 ※行う ・行わない
	12. 材料 (16.5.3)	・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G3302) ※Z06又はF06 ・() ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G3313) ※E24 ・()	33. ガラス溝の 寸法、形状等 (16.14.3)	アルミニウム製建具、鋼製建具及びステンレス製建具 ※表16.14.1による ・()	6. 工程種別 (18.4.3~5) (表18.4.1~3)	木部 ※表18.4.1による 屋外はA種、屋内はB種とする。 鉄鋼面 表18.4.2 ・A種 ※B種	4. 材料 (19.3.3) (表19.3.1)		(3節 カーベット敷き) ・織じゅうたん 種別 ・A種 ・B種 ・C種 帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)	
	13. 形状及び仕上げ (16.5.4)	・ビニル被覆鋼板 ・適用する ・適用しない ・カー鋼板 ・適用する ・適用しない ・召合せ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出成形材	34. ガラスブロック 積み (16.14.5)	ガラスブロックの表面形状、呼び寸法及び厚さ、壁用金属枠及び補強材、 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 ※図面図示による 化粧目地モルタル色 ・() 目地幅の寸法 ※16.14.5(b)(i)による ・() 伸縮調整目地の位置 ※16.14.5(b)(ii)による ・() 目地部の骨補強方法 ※製造所の仕様による ・図面図示による	7. 塗料工程 (18.5.2) (表18.5.1)	重鉛めっき鋼面 ※表18.4.3による (5節 クリヤラッカー塗り(CL)) 工程種別 ・A種 ※B種	5. 工法 (19.3.4) (表19.3.2)		・タフテッドカーベット パイルの形状() パイル長() 帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)	
	14. 材料 (16.6.3)	鋼板類の厚さ ※表16.5.1による ・図面図示による (注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm 又は有効高さが2,400mmを超える場合は表16.5.1は適用しない。	17 カーテン ウォール 工事 （提案による）	(1節 一般事項) ・金属材料、シーリング材、ガラス、ガラス取付け材料の種類 ※図面図示による ・() 構造ガスケット形状(・H形 ・Y形 ・C形)、寸法() 断熱材の種類 ・()	8. 塗料工程 (18.6.2) (表18.6.1)	(6節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)) 工程種別 ・A種 ※B種	6. 工法 (19.4.3) (表19.4.3~7)		・ニードルパンチカーベット 厚さ(mm) 帯電性 ※3kV以下 ・(kV以下)	
	15. 形状及び仕上げ (16.6.4)	(6節 ステンレス製建具) 材質 屋外 ※SUS304 ・SUS430JIL ・SUS443J1 ・() 屋内 ※SUS304 ・SUS430JIL ・SUS443J1 ・SUS430 ・() 表面仕上げ ※HL ・()	2. 性能 (17.1.3)	製品の見掛け寸法許容差 ※表17.2.1による ・() 製品の見掛け寸法許容差 ※表17.2.2による ・() ガラス溝の寸法、形状等 ※製造所の仕様による	9. 耐候性塗料塗り (18.7.2~4) (表18.7.1~3)	(7節 耐水性塗料塗り(DP)) 適用箇所 表地ごしらえ 種別 上塗り塗料等級	7. 材料 (19.5.2)		・タイルカーベット 種類 ※1種 ・() パイルの形状 ※ループパイル ・() 寸法 ※500mm×500mm ・() 総厚さ ※6.5mm ・(mm)	
	16. 工法 (16.6.5)	曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ	2. 材料 (17.2.2)	製品の寸法許容差 ※表17.2.1による ・() 製品の寸法許容差 ※表17.2.2による ・() 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.3による ・() 構造ガスケットを用いるガラスの取付け ・()	10. 塗料工程 (18.8.2~5) (表18.8.1~4)	・鉄鋼面 ※表18.2.2 B種 ・亜鉛めっき鋼面 ・表18.2.3 A種 ・表18.2.3 B種(建具) -	5. 工法 (19.3.4) (表19.3.2)		・下敷き材 ※JIS L 3204 (反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm ・()	
	17. 図面寸法	(7節 木製建具) 設計図記入の部材寸法は仕上げ寸法とし、内法寸法は現場採寸の上、製作 すること。	3. 形状及び仕上げ (17.2.3)	製品の寸法許容差 ※表17.2.1による ・() 製品の寸法許容差 ※表17.2.2による ・() 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.3による ・() 構造ガスケットを用いるガラスの取付け ・()	11. 塗料工程 (18.9.1)	・コンクリート面 ※表18.2.6 A種 ・押出成形セメント板 ・A種 ・B種 ・C種	6. 工法 (19.5.3~8) (表19.5.1~4)		・見切り、押え金物 材質() 種類() 形状()	
	18. 材料 (16.7.2)	建具材の加工、組立時の含水率 ・A種 ※B種 ・C種	4. 取付け (17.2.5) (17.2.6) (表17.2.2~3)	(3節 PCカーテンウォール) コンクリートの種類 ※軽量コンクリート1種 ・() 設計基準強度(Fc) ※30N/mm2 ・() 所要スランブ ※12cm以下 ・() 補強鉄線 種類 ・普通鉄線 ・溶接金網 寸法 ※径3.2mm以上 ・(mm)	12. 塗料工程 (18.10.2) (表18.10.1)	(8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)) 工程種別 コンクリート、モルタル、プラスタ、石こうボード、その他のボード面等 ※表18.8.1による ・A種 ※B種 木部面 ※表18.8.2による 鉄鋼面 表18.8.3による ・A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ※表18.8.4による	7. 材料 (19.5.2)		・カーベットの種類 工法の種類 備考	
	19. 形状及び仕上げ (16.7.3)	フラッシュ戸の表面板の厚さ ※表16.7.6による ・() かまち戸の見込み寸法 ※36mm ・(mm) ふすまの見込み寸法 ※19.5mm ・(mm) 戸ぶすまの見込み寸法 ※30mm ・(mm) 紙張り隙子の見込み寸法 ※30mm ・(mm) ふすま線の仕上げ ・塗り縁(カシュー塗料) ・生地縁	5. 材料 (17.3.2)	シーリング材、耐火目地材の種類 ※図面図示による ・() 断熱材の種類 ・() 建具枠、ゴンドラ用ガイドレール ・図面図示による ・()	13. 塗料工程 (18.11.2) (表18.11.1)	(9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)) 工程種別 表18.9.1 ・A種 ※B種	8. 工法 (19.5.3~8) (表19.5.1~4)		・エポキシ樹脂塗床(F☆☆☆☆) 仕上げの種類 ・薄膜流し展べ工法 ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・厚膜流し展べ工法 ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・樹脂モルタル工法 ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・薄膜型塗床工法 ※平滑仕上げ	
	20. 材質、形状及び 寸法 (16.8.2) (表16.8.1~5)	(6節 建具用金物) 金物の種類及び見え掛り部の材質 ※図面図示する ・表16.8.1 樹脂製建具金物に使用する丁番 ※表16.8.3による	6. 形状及び仕上げ (17.3.3) (表17.3.1)	PCカーテンの仕上げ ・() 構造がスリットを用いる場合のフック溝の寸法及び寸法許容差 ・JASS 14による	14. 塗料工程 (18.12.2) (表18.12.1)	(10節 合成樹脂エマルジョン横線塗料塗り(EP-T)) 工程種別 表18.10.1 ・A種 ※B種	品名 工法 材料 仕上げ			
21. 壁 (16.8.4)	・マスターキー ※製作する ・製作しない ・既存に合わせる ・壁の本数 ※3本1組 ・() ・縦箱(既製品) ・用意する ・用意しない	7. 取付け (17.3.5) (17.3.6) (表17.3.2)	躯体付け金物取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.2による ・() 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.3.2による ・() 構造ガスケットを用いるガラスの取付け ・()	15. 塗料工程 (18.13.2) (表18.13.1)	(11節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)) 工程種別 表18.11.1 ・A種 ※B種	・フローリング ボード 種別 ・A種 ・B種 ※C種 厚さ ※15mm以上 ・() 大きさ ※300mm以上 ・() 幅 ※75mm以上 ・() 長さ ※500mm以上 ・()				
22. 性能 (16.9.2) (表16.9.1~2)	(9節 自動ドア開閉装置) 開閉装置 ※表16.9.1スライディングドア用による ・図面図示による ※表16.9.2スライディングドア用による	8. 形状及び仕上げ (17.3.3) (表17.3.1)	躯体付け金物取付け位置の寸法許容差 ※表17.2.2による ・() 部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.3.2による ・() 構造ガスケットを用いるガラスの取付け ・()	16. 塗料工程 (18.14.2) (表18.14.1)	(12節 ラッカーエナメル塗り(LE)) 工程種別 表18.12.1 ・A種 ※B種	・複合1種 ・複合2種 ・複合3種				
23. 機構 (16.9.3) (表16.9.3)	戸の開閉方法 ※図面図示による ・() センサーの種類 ・マット ・光線(反射) ・熱線 ・音波 ・光電 ・電波 ・タッチ ・押しボタン ・ペダル ・多機能トイレ 寒冷地凍結防止措置 ・行う ・行わない	9. 形状及び仕上げ (17.3.3) (表17.3.1)	製品の寸法許容差 ※表17.3.1による ・() PCカーテンの仕上げ ・() 構造がスリットを用いる場合のフック溝の寸法及び寸法許容差 ・JASS 14による	19 内装 工事 （提案による）	(13節 オイルステイン塗り(OS)) 工程種別 表18.13.1による	・フローリング ブロック 種別 ・A種 ・B種 ※C種 厚さ ※15mm以上 ・(mm) 大きさ ※303×303 ・()				
24. 性能等 (16.10.3) (表16.10.1)	(10節 自閉式上吊り引戸装置) ※表16.10.1による ・()	1. 材料 (18.1.3)	(1節 一般事項) 塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (屋内) ・() 防火材料の指定 ・指定する ※ 屋内の壁及び天井の塗料仕上げ材は防火材料とし、建築 基準法に基づく指定又は認定のあるものとする。 ・指定しない	2. 材料 (19.2.2)	(14節 木材保護塗料塗り(WP)) 工程種別 表18.14.1による ・A種 ※B種	・モザイク パーケット 種別 ・A種 ・B種 ※C種 厚さ () 大きさ ()				
25. 形式及び機構 (16.11.2) (表16.11.1)	(11節 重量シャッター) 種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分 ・() ・50 ・80 ・120 開閉形式 ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式 シャッターケース ・設ける ・設けけない	2. 素地ごしらえ (18.2.2~7) (表18.2.2~7)	(2節 素地ごしらえ) 工程種別 木部(不透明塗料塗りの場合) ※A種 ・B種 木部(透明塗料塗りの場合) ・A種 ※B種 鉄鋼面 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種 モルタル面、プラスタ一面 ・A種 ※B種 コンクリート面、ALCパネル面 ・A種 ※B種 コンクリート面、押出成形セメント板 ・A種 ・B種 せつこうボード及びその他ボード面 ・継目処理工法 ※A種 ・B種 ・上記以外 ・A種 ※B種			・フローリング パーケット 種別 ・A種 ・B種 ※C種 厚さ () 大きさ ()				
26. 材料 (16.11.3)	材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板 Z12又はF12 ・()	3. 塗料種別 (18.3.2) (表18.3.1~2)	(3節 錆止め塗料塗り) 鉄鋼面 屋外 ※A種 ・B種 ・() 屋内 ※A種 ・B種 ・() 屋内水系塗料 ※B種 ・() 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種 ・() 屋内水系塗料 ※C種 ・()			・複合フローリング 板厚 ・8mm ※10.5mm ・() 幅 ※75mm以上 ・() 長さ ※900mm以上 ・()				
27. 形式及び機構 (16.12.2) (表16.12.1)	(12節 軽量シャッター) 開閉形式 ・上部電動式(手動併用) ※手動式(施設装置付き) 外部に面するシャッターの耐風圧性能による区分 ・() ・50 ・65 ・80	4. 錆止め塗料塗り (18.3.3) (表18.3.3~4)	鉄鋼面 見え掛り部 ※A種 ・B種 ・() 見え隠れ部 ・A種 ※B種 ・() 亜鉛めっき鋼面 鋼製建具 ※A種 ・B種 上記以外 ・A種 ※B種			・フローリング ブロック 種別 ※なら ・() 厚さ ※15mm以上 ・(mm) 大きさ ※303×303 ・()				
28. 材料 (16.12.3)	材質 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 Z06又はF06 ・塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 AZ90					・湿式工法 (モルタル 埋込工法) 種別 ※なら ・() 厚さ ※15mm以上 ・(mm) 大きさ ※303×303 ・()				
29. 形状及び仕上げ (16.12.4)	スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形					・体育館用フローリング ※図面図示による				
30. 形状及び機構 (16.13.2)	(13節 オーバーヘッドドア) セクション材料 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ 耐風圧性能による区分 ・() ・50 ・75 ・100 ・125 開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチャカル形									
31. 材料 (16.13.3)	ガイドレール材料 ・溶融亜鉛めっき鋼板 Z27 ・ステンレス鋼板									

19 内装 工事 (提案による)	9. 材料 (19. 6. 2) (表19. 6. 1)	(6節 量敷き) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※C種又は福岡市住宅建設課の仕様
	10. セッコウボード、その他ボード及び合板張り (19. 7. 2~3) (表19. 7. 1, 2, 4)	(7節 セッコウボードその他ボード及び合板張り) 種類及び厚さ セッコウボードその他ボード 厚さは、図面図示による。
	11. 合板類 (19. 7. 2~3) (表19. 7. 3)	種類、材質、種別、張り方(目地処理の種類)、JIS規格
	12. 材料 (19. 8. 2)	(8節 壁紙張り) 壁紙及び壁紙施工用でん粉系接着剤の揮発性有機化合物放出量 F☆☆☆☆ 種類 ※図面図示による ・ () 防火性能 ※図面図示による ・不燃 ・準不燃
13. 施工 (19. 8. 3)	素地ごしらえ モルタル、プラスチック面 ※表18. 2. 4のB種 ・ () コンクリート面 ※表18. 2. 5のB種 ・ () セッコウボード面 ※表18. 2. 7のB種 ・ ()	
14. 断熱材打込み工法 (19. 9. 2)	(9節 断熱・防露) ・ピーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 厚さ () ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし) 厚さ () ・硬質ウレタンフォーム断熱材 厚さ () ・フェノールフォーム断熱材(F☆☆☆☆) 厚さ () ・ピーズ法ポリスチレンフォーム保温材 厚さ () ・押出法ポリスチレンフォーム保温材(スキンなし) 厚さ () ・A種硬質ウレタンフォーム保温材 厚さ () ・フェノールフォーム保温材(F☆☆☆☆) 厚さ () ・ ()	
15. 断熱材現場発泡工法 (19. 9. 3)	断熱材種類 吹付け硬質ウレタンフォーム(JIS A9526) ※A種1 ・A種2 ・A種3 ・B種 ※難燃性を有するものとする 断熱材の吹付け厚さ ※図面図示 ・ ()	

20 ユニット及びその他の工事(提案による)	1. フリーアクセスフロア (20. 2. 2)	(2節 ユニット工事等) フリーアクセスフロアの寸法・高さ、表面仕上げ材の寸法 ※図面図示による 耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏えい抵抗 ・ () 耐荷重性能、耐衝撃性能、R-リング・ロード性能、耐燃焼性能 ※20. 2. 2(b)(2)による パネル寸法精度 ※20. 2. 2(5)による
	2. トイレブース (20. 2. 5)	材料 パネル表面材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・F.T.S工法トイレブース用パネル仕様書 ・ ()
	3. 階段滑り止め (20. 2. 6)	材種 () 形状 () 寸法 () 取付工法 ※接着工法 ・埋込工法 ・ ()
	4. 黒板及びホワイトボード (20. 2. 8)	製作 ※「福岡市黒板工事共通仕様書」による。 ・JIS S6007(黒板)及びJIS S6052(ほうろう白板)による。
5. 鏡 (20. 2. 9)	厚さ ※5mm ・ (mm)	
6. 表示 (20. 2. 10)	室名札 ・オーダー品 ※既製品(材質・プラスチック) ・図面図示による ピクトグラフ ・アクリル製シルクスクリーン印刷 ・図面図示による	
7. ブラインド (20. 2. 12)	形式、種類、スラットの材質、スラットの幅(mm)	
8. ロールスクリーン (20. 2. 13)	操作方式 ・スリング式 ・コード式(チェーン式) ・電動式 幅及び高さ ※図面図示による。 スクリン材種 ・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製	
9. カーテン及びカーテンレール (20. 2. 14)	カーテン ・カーテンレール 強さの区分 ※10-90 ・10-60 材種 ※ステンレス製(SUS304) ・アルミニウム製 ・ () 形状 ※C型 ・D型 ・角型 ・ () ・暗幕用レール 材種 ※アルミニウム製 ・ () 形状 ※角形 20 ・ () ・暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上	
10. 材料 (20. 3. 2)	補強鉄線 ・普通鉄線 ・溶融金網(径 ※3. 2mm以上 ・ (mm))	
11. 製作 (20. 3. 3)	コンクリートの設計強度 水セメント比 ※55%以下 ・ () 単位セメント量の最小値 ※300kg/m ³ ・ () 所要スランブ ※12cm以下 ・ () 鉄筋のかがり厚さ ※30mm以上 ・ () 取付け方法 ※図面図示による ・ ()	
12. 養生その他 (20. 3. 4)	(その他の工事) 材種 天井 ※アルミニウム製(表面は天井仕上げと同じ) 床 ※ステンレス製(表面は床仕上げと同じ) ・アルミニウム製(表面は床仕上げと同じ)	
13. 点検口	材種 ※ステンレス製 ・ ()	
14. 旗竿受け金物	材種 ・アルミニウム製 ※塩化ビニル樹脂製 ・ステンレス製	
15. 天井見切縁	材種 ※塩化ビニル又はゴム製(受枠ステンレス製) ・硬質アルミニウム製(受枠硬質アルミニウム製) ・ステンレス製(受枠ステンレス製)	
16. くつきマット	※直降用 ・斜降用(注)製造所と仕様については監督員の承諾による。	
17. 救助袋	(2節 屋外雨水排水)	
21 排水工事(提案による)	1. 材料 (21. 2. 1) (表21. 2. 1)	材種、規格番号・名称、種類・記号
	2. 材料 (21. 3. 1) (表21. 3. 1)	種類、形状・寸法、JIS規格
	3. 材料 (21. 3. 2)	種類、形状・寸法、JIS規格
	4. 材料 (21. 3. 3)	種類、形状・寸法、JIS規格

22 舗装工事(提案による)	3. 施工 (21. 3. 2)	地業の材料 ・切込砂利 ・切込砕石 ※再生クラッシュラン 粒径 ※0-40 ・0-30 ・0-20
	1. 再生材 (22. 1. 3)	(1節 一般事項) ※使用する ・使用しない
	2. 路床の構成及び仕上り (22. 2. 2) (表21. 2. 1)	(2節 路床) 透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ ・図面図示による ・ () 凍上抑制層 ・適用する(厚さ()) ※適用しない 材料 ・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・ () 路床安定処理 ・適用する ※適用しない 処理の方法 ・ () 添加材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 ・ () ジオテキスタイル ・適用する(品質()) ※適用しない
	3. 材料 (22. 2. 3)	・盛土 表3. 2. 1 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・砂の粒度試験(JIS A1102) ・行う ・行わない
4. 試験 (22. 2. 5)	路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う(埋戻し、盛土部) ※行わない 路床締固め度の試験(JIS A1214) ※行う(埋戻し、盛土部) ・行わない 現場CBR試験(JIS A1222) ・行う ・行わない 砂の粒土試験 ・行う ・行わない	
5. 路盤の厚さ及び仕上り (22. 3. 2)	(3節 路盤) 路盤の厚さ	
6. 材料 (22. 3. 3) (表22. 3. 1)	舗装の種類	
7. 試験 (22. 3. 5)	路盤の締固め度試験 ※行う ・行わない	
8. 舗装の構成及び仕上り (22. 4. 2)	(4節 アスファルト舗装) 舗装の厚さ ・30mm ・50mm ・ () 車道部の基層 ・適用する ※適用しない	
9. 配合その他 (22. 4. 4) (表22. 4. 4)	表層の加熱アスファルト混合物の種類	
10. 施工 (22. 4. 5)	シールコートの施工 ・行う ※行わない	
11. 試験 (22. 4. 6)	切り取り試験 ・行う ・行わない(軽易な場合) アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ※行わない	
12. 舗装の構成及び仕上り (22. 5. 2)	(5節 コンクリート舗装) コンクリート舗装の厚さ 車路・駐車場 ・ (mm) 歩行者用通路 ※70mm	
13. 材料 (22. 5. 3) (表22. 5. 1)	コンクリートの設計基準強度等 設計基準強度 車路・駐車場 ※24N/mm ² ・ (N/mm ²) 歩行者用通路 ※18N/mm ² ・ (N/mm ²) 所要スランブ 車路・駐車場 ※8cm ・ (cm) 歩行者用通路 ※8cm ・ (cm) 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ	
14. 施工 (22. 5. 4)	目地の種類及び間隔 ※表22. 5. 3による ・ () 目地の構造 ※図22. 5. 1による ・ ()	
15. 舗装の構成及び仕上り (22. 6. 2) (表22. 6. 1)	(6節 カラー舗装) 舗装の種類、適用部位、厚さ(mm)、材料	
17. 試験 (22. 6. 6)	加熱系混合物の抽出試験 ・行う ※行わない	
18. 舗装の構成及び仕上り (22. 7. 2)	(7節 透水性アスファルト舗装) 構成 ※図面図示による ・ ()	

22 舗装工事(提案による)	19. 試験 (22. 7. 6) (22. 4. 6)	透水性アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ※行わない
	20. 舗装の構成及び仕上り (22. 8. 2) (表22. 8. 1)	(8節 ブロック系舗装) コンクリート平板舗装の目地材 ※砂 ・モルタル ・ () 舗石舗装の基層 ※コンクリート版(70mm) ・アスファルト混合物(50mm) コンクリート平板の種類 ※N300 ・ () 厚さ ・ () インターロッキングブロックの種類・形状寸法 ※図面図示による。 材質 () 厚さ ・車路 ※曲げ強度5. 0N/mm ² の普通7'ロッキン ・歩行者用通路 ※曲げ強度3. 0N/mm ² の普通7'ロッキン 舗石の石材(JIS A5003(石材)2等品) 種類 () 形状・寸法 () ジオテキスタイル(60g/m ²) ・適用する ・適用しない
	21. 材料 (22. 8. 3)	(9節 砂利敷き) 砂利敷きの種別 通路 ※A種 ・B種 建物周囲その他 ・A種 ※B種
	22. 材料及び種別 (22. 9. 2) (表22. 9. 1)	
23 植栽工事及び屋上緑化工事(提案による)	1. 植栽地の確認等 (23. 1. 3)	(1節 一般事項) 土壌の酸素イオン濃度指数(pH)試験 ・行う ※行わない 土壌の電気伝導度(EC)等試験 ・行う ※行わない
	2. 植栽基盤一般 (23. 2. 2) (表23. 2. 1) (表23. 2. 2)	(2節 植栽基盤) 植栽基盤工法 樹木 ・適用する ※適用しない 芝、地被類 ※適用する ・適用しない 植栽基盤工法の種別 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 芝及び地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 土壌改良材 ・使用する(種類) ・使用しない 雨水排水施設 ※図面図示による ・ ()
	3. 材料 (23. 2. 3)	植込み用土 ・客土 ※現場発生土の良質土 ・ () 土壌改良材 ・使用する(種類) ・使用しない
	4. 材料 (23. 3. 2)	(3節 植樹) 樹木の種類等 ※図面図示による ・ () 支柱材 ・杉の焼丸太 ※加圧式防腐処理丸太材 ・竹 幹巻き用材 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形
5. 新植の工法 (23. 3. 3)	補償期間 引渡しの日から 1年 ・ (年間)	
6. 新植樹木の枯損償 (23. 3. 4)	枯損処置を行う期間 引渡しの日から 1年 ・ (年間)	
7. 移植樹木の枯損処置 (23. 3. 6)	(4節 芝張り、吹付けは種及び地被類) 芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ ・ () 吹付けは種用種子の種類・量 種類 ※洋芝類 ・ () 量 ()	
8. 材料 (23. 4. 2)	地被類の樹種(植物名)・芽立数・コンテナ径・単位面積当たりのコンテナ数 ※図面図示による。	
9. 芝張り工法 (23. 4. 3)	平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り	
10. 結補償 (23. 4. 7)	補償期間 引渡しの日から 1年 ・ (年間)	
11. 植栽基礎 (23. 5. 2)	(5節 屋上緑化) ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・ ()	
12. 材料 (23. 5. 3)	・屋上緑化軽量システム 工法 ※システム製作所の仕様による 植栽基盤の質量 ※60kg/m ² 以下	
13. 工法 (23. 5. 4)	排水層 ・軽量骨材(火山砂利・黒曜石パワート・膨張性頁岩) 厚さ (mm) ・板状成形品(合成樹脂等) 土壌層 ・人工軽量土(無機質系・有機質・無機質混合系) ※改良土	
14. 新植樹木、芝及び地被類の枯損償 (23. 5. 5)	樹木、芝及び地被類 樹種・種類、寸法、株立数、数量 ※図面図示による。 刈込みもの ・適用する ※適用しない 見切り材(土留め材) ※図面図示による。 舗装材(床材) ※図面図示による。 ・ () マルチング材 ※図面図示による。 ・ ()	

建築工事監督基準

- 主 旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。
- 一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。
- 監督業務** 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承諾、指示、協議等を受けなければならない。

※ 該当するもの全てとする。(提案による)

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目							
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理					
一般共通事項	現場 管理	疑義	協議	コンクリート工事	準備	打設計画	承諾	木 工 事	準備	加工図	承諾					
		軽微な変更	指示			コンクリート工場	承諾			材料	木材	検査				
		別途工事	指示			コンクリート配合計画書	承諾				防霉・防蟻	承諾				
		発生材の処理	指示			鉄筋	承諾		防虫		承諾					
		災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議			型枠(せき板)	承諾		施工	加工・組立	承諾					
		実施工程表	承諾			混和材料	承諾			材料	屋根葺材	承諾				
	施工計画書	承諾	鉄筋組立		承諾	施工	葺方	承諾								
	施工図・現寸図・見本	承諾	ガス圧接		検査		とい	承諾								
	色・柄	指示	型枠建込組立		検査		材料	各材料	承諾							
	記録等	指示	打込み		立会	施工		工法	承諾							
	管理	協議	型枠取外し		承諾			材料	各材料	承諾						
	試験所	承諾	試験(材齢28日強度試験は公的機関)		指示		施工		工法	承諾						
	電気保安技術者	承諾	圧接技能資格者		承諾	工 種			外壁タイル下地確認	報告						
技能士	承諾	仕上り及びかぶり厚さの確認	報告	養生	承諾											
仮設工事	施工	縄張り	検査	鉄骨工事	準備	製作工場	承諾	建 具 工 事	材料	建具	承諾					
		ベンチマーク	検査			施工管理技術者	承諾			施工	建具金物	承諾				
		遣方	検査			溶接管理技術者	承諾		材料		サッシ	承諾				
		危険物貯蔵所	承諾			溶接技能資格者	承諾			施工	建具金物	承諾				
土工事	施工	根切り底	検査		工作図	承諾	金 属 製	施工	施工図		建付調整	検査				
		地中障害物	協議		超音波探傷試験機関	承諾				鋼材等	承諾					
		埋戻し・盛土	協議		鋼材等	承諾	子 工 事	材料	性能		承諾					
									工 種	施工	各材料	承諾				
地業工事	準備	杭心(コラム心)	検査		コンクリート ・ALCパネル・板工 ・ブロック	工作	製作	承諾			内 装 工 事	材 料	塗料	承諾		
		施工中の異状	協議				溶接(試験成績表)	承諾	施 工	工法			承諾			
		工法	協議				製品受入	検査		材 料			内装材	承諾		
		既製コンクリート杭・鋼管杭	施工				準備	溶接技術者等				承諾	高力ボルト接合	検査	施 工	工法
							材料	杭	検査			溶接接合	検査	材 料		養生
				試験杭(試験掘削)			立会	スタッド溶接	検査	子 工 事		性能	承諾			
	支持地盤	検査	コンクリートブロック	承諾		工 種	施工	各材料	承諾							
	建込み	立会	ALCパネル	承諾				材 料	取付		取付	承諾				
	完了	検査	押出成形セメント板	承諾						工 種	取付	取付	承諾			
	杭の精度	指示	コンクリートブロック積み	承諾		材 料	施工					取付	承諾			
	施工記録	報告						工 種	取付			取付	承諾			
	場所打ちコンクリート杭	準備	材料	施工管理技術者						承諾	防 水 工 事	材料	プレキャスト コンクリート	承諾		
				コンクリート		承諾	防水仕様			承諾						
鉄筋				承諾	防水施工	検査										
施工		材料	試験掘削	立会	保証書	承諾	施 工	製作金物	承諾							
			鉄筋加工組立	検査	製作家具	承諾		黒板	承諾							
			コンクリート打設	立会	石材	承諾		施 工	側溝縁石等	承諾						
			深さ・支持地盤	検査	工法	承諾			舗装	承諾						
施工記録	報告	割り付	承諾	遊具施設	承諾											
陶磁器質タイル	承諾	内・外柵	承諾	施 工	植樹	承諾										
地盤改良	材料	溶出試験	指示		石 工 事	材料	割り付	承諾	施 工	敷地境界線	承諾					
		固化材・添加量	承諾				外観の確認	報告		立 会	排水	承諾				
		深さ・支持地盤	検査				接着力試験	指示								
		施工記録	報告													

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。

注2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

共 通 事 項	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工専用)の補強防工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修(仕上げは除く)		○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○					
床上機器用コンクリート仕上	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吸出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工専用)と補強	○					
機器操作盤への一次側電源供給工事				○		
煙導管製作取付、煙突接続(空疎耐火材詰め含む)(発電気用含む)		○	○	○		
A.L.C板穴名工事(設備工専用)	○					
A.L.C板貫通部の補修(設備工専用)	○					
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工専用)	○					
壁類器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)	○					

建 築 工 事 関 係	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ピット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取替可能型)(ダクト接続型)	○					
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチャンバ及びダクト(消音、保温共)	○					
ルーフレーン及び縦樋(GL-200迄)	○					
縦樋以降配管(継ぎを含む)			○			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備				○		
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ポンプ廻り防汚提案造	○					
二重スラブ内通風管及び通気管(湧水槽等)	○					
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート躯体)	○					
煙突内部排水配管(目皿含む)				○		
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり	○					
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)				○		
屋上集熱器設備工事				○		

電 気 工 事	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強	○					
天井埋込器具取付箇所のボード切込				○		
同上に伴う下地補強	○					
壁埋込器具類の仮移又はボード切込				○		
同上に伴う補強	○					
自立壁、トランス、発電気等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上	○					
発電気減圧水槽及び冷却水槽への給水管				○		
別途工事種類の取付	○	○	○		○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○		○	○

工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所用燈、鍵運動装置取付				○		
同上に伴う一二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報プザー用リミットスイッチ取付	○					
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ピット	○					
同上用蓋	○					
電動暗幕装置	○					
同上電源接続及び操作スイッチ取付					○	

衛 生 工 事 関 係	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
大便器用箱入れ	○					
同上用補強工事	○					
大便器用箱入れ位置(値出し)			○			
消火栓ボックス用箱入れ(補修は除く)			○			
同上用補強工事	○					
高架水槽用架台				○		
高架水槽用基礎(仕上共)	○					
ステンレス製流し台(V/P管接続用トラップ含む)	○					
同上流し排水管接続				○		
流し付け各種流し台(人研・コンクリート等)	○					
同上流し排水トラップ取付				○		
洗濯機用パン(排水トラップ共)				○		
グリーストラップ(既製品)				○		
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン消火設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)				○		
同上制御盤迄の1次側配線、配管(電源供給)						○
ハロン消火設備運動のファン等の停止回路						○
化粧箱及び化粧鏡				○		
消火ポンプ起動回路及び表示灯回路						○
消火栓ボックスの起動押ボタン及び表示灯						○
取付並びに配線、配管						○
消火栓ボックスの取付						○
非水洗及び簡易水洗の便器	○					
同上用紙巻器(取付具)						○
簡易水洗便器の止水栓(器具接続迄)						○

昇 降 機 工 事 関 係	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
昇降機機械室床軽量コンクリート仕上並びに						
スラブ開口及び補強工事	○					
乗場廻り(扉、三方枠)、仮枠	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上工事	○					
乗場敷居待出コンクリート工事	○					
荷揚用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
レール取付用ブラケット、プレート共	○					

空 調 工 事 関 係	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
工 事 項 目	建 築	空 調	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
壁取付換気扇(取付共)	○					
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	○					
壁付けレンジフード(取付共)	○					
膨張タンク基礎(仕上共)	○					
壁貫通ダクト補強工事	○					

地下埋設物調査等に関する事項

第1条 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

1. 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2. 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

第2条 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

第1条 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

第2条 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。

第3条 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。

第4条 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

設計変更に関する事項

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③ その他上記に準ずる重要なもの。

公共事業労務費調査に対する協力

第1条 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
また、本工書の工期経過後においても、同様とする。

第2条 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工書の工期経過後においても、同様とする。

第3条 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

第4条 受注者が本工書の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用（○印を付けたものを適用する。）

現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

- 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
 1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
 2. 工場製作のみが行われている期間
 3. その他監督員が認める期間（ ）
- ・ 工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
 1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
 2. 工場製作のみが行われている期間
 3. その他監督員が認める期間（ ）

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する条件

工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者または監理技術者の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

①現場施工に着手するまでの期間

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- ・ 請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

②工事を全面的に一時中止している期間

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

③工場製作のみが行われている期間

- 本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

④工事完成後の期間

- 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

※ 設計時に最新の特記仕様書を使用すること

工事名
図面名 電気設備工事特記仕様書（2） 縮尺 N.S
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課 日付 H. . . 02/

施工体制の確認に関する事項

第1条 施工体制の確認方法

本工程の施工体制の確認は以下の方法により行う。

- (1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。
(施工体制台帳)
施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)
①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。
- (3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第2条 施工体制の確認に関する点検

- (1) 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
- (2) 検査時における点検
中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第3条 不備が発覚した場合の措置

- (1) 工事成績評定での減点措置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
- (2) 請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
- (3) 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

地下埋設物調査等に関する事項

第1条 工事着手前における地下埋設物調査の態度について

1. 工事箇所における地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2. 必要に応じて試験、ボーリング及び地中探査等調査での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

第2条 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 工事箇所付近に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

第1条 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特

段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

第2条 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材

製品を使用すること。

第3条 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面

を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。

第4条 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）

に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③ その他上記に準ずる重要なもの。

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

（○印を付けたものを適用する。）

現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

- 本工程における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しない工事である。

- ① 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ② 工場製作のみが行われている期間
- ③ その他監督員が認める期間（ ）

・ 工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、本工程における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。

- ① 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ② 工場製作のみが行われている期間
- ③ その他監督員が認める期間（ ）

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に関する条件

工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工程における主任技術者または監理技術者の専任を要する。ただし、以下に示す期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- ① 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
 - ・ 請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

- ② 工事を全面的に一時中止している期間
○ 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

- ③ 工場製作のみが行われている期間
○ 本工程における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- ④ 工事完成後の期間
○ 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

公共事業労務費調査に対する協力

第1条 本工程が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工程の工期経過後においても、同様とする。

第2条 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工程の工期経過後においても、同様とする。

第3条 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

第4条 受注者が本工程の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

※ 設計時に最新の特記仕様書を使用すること

工事名
図面名
特記仕様書(3)
縮尺 N.S
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課
日付 H . / . /

平成21年12月 作成	平成25年 7月 版	平成28年12月 版
平成22年 9月 版	平成27年 3月 版	平成31年 3月 版
平成24年 2月 版	平成28年 4月 版	
平成25年 3月 版	平成28年 7月 版	

現庁舎解体 工事業務特記仕様書

1. 工事概要・期間

公募要項による

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 適用する特記仕様書

- ・ 解体工事特記仕様書

なお、特記仕様書は最新のを適用すること。

3. 特記仕様書の読み替え

- ・ 上記特記仕様書に記載の内容を、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第3条第2項	設計・施工一括契約書第77条第2項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後

4. 工事实績情報の登録について

- ・ 上記特記仕様書における「工事实績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

解体工事特記仕様書 (平成30年度版)		1			5			
I 工事概要	1. 工事名称	博多区新庁舎整備等事業 (現庁舎解体)			5 ②とりこわし 5 解体 工事	木造の解体 内装材、造作材の撤去 ※手こわし ・ 機械解体 ・ 両者併用 外装材の撤去 ・ 手こわし ・ 機械解体 ※両者併用 屋根葺材等の撤去 ※手こわし ・ 機械解体 ・ 両者併用 軸組構造材の撤去 ※機械、手こわしの併用 ・ () 基礎、土間の撤去 ※圧砕機、ブレーカの併用 ・ ()		
	2. 工事場所	福岡市博多区博多駅前2丁目9-3				鉄骨造の解体 内装材、造作材の撤去 ※手こわし ・ 機械解体 ・ 両者併用 外装材の撤去 ・ 手こわし ・ 機械解体 ※両者併用 屋根葺材等の撤去 ※手こわし ・ 機械解体 ・ 両者併用 鉄骨部材の撤去 ※ガス切断 ・ 鉄骨切断カッター 基礎、土間の撤去 ※圧砕機、ブレーカの併用 ・ ()		
	3. 工事期間					RC造、SRC造の解体 内装材、造作材の撤去 ※手こわし ・ 機械解体 ・ 両者併用 地上部分の撤去 ※圧砕機、ブレーカの併用 ・ 圧砕機、転倒併用 ()		
	4. 工事概要	SRC造11階				地下部、基礎部の撤去 ※圧砕機、ブレーカの併用 ・ () 鉄骨部材の撤去 ※ガス切断 ・ 鉄骨切断カッター		
	5. 別途工事					③杭の撤去 (3.9.2) ・撤去する ○残置する ・引き抜き工法 ・直接引き抜き ・ プレローリング ・ バイブレーション ・ ケーシングジャッキ ・ ケーシングオーガー ・ () 引き抜いた杭の処理 () ・ 砕砕工法 ・ ドーナツオーガー ・ ロックオーガー ・ 深礎 ・ オールケーシング (ベント) ・ ()		
	6. 担保期間	受け渡し完了の日から 7年間				④杭の位置の報告 (3.9.2) 既存残置杭の種別・杭径・杭位置・杭頂部高さを記録し、報告すること。 ⑤公害の防止 (2.2.1) 粉塵の飛散防止のため、プレーカー、穿孔機、破砕機、圧砕機等による粉じん発生部に高圧ジェットポンプ等により常時十分な散水を行うこと。		
	7. その他					6 1. アスベスト含有物調査 (6.1.2) ・行(下表による) ・行(ない) 材 料 名 調査方法 1材料あたりの試験回数 ※X線分析 ※3		
	8. 特記事項	福岡市契約事務規則3.2条2項、また福岡市建設工事請負契約約款3.3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。(該当事項○印) ○請負代金内訳書 ○工種表				2. 吹付けアスベスト除去工事 (6.3.2) [9.1.1] 「アスベスト(石綿)等除去改修工事仕様書」(福岡市財政局)による。吹付けアスベストの施工数量調査 ※行 ・ 行(ない) アスベスト粉じん濃度測定 ※行 ・ 行(ない) (箇所) 測定は、アスベスト(石綿)等除去改修工事仕様書に定める方法をともに監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者を選定し、資格証明書の写しに工事履歴書を添付して監督員に提出し、承諾を受ける。 吹付けアスベストのアスベスト処理後の機能回復のための工事 ※図示 ※「アスベスト(石綿)等除去改修工事仕様書」(福岡市財政局)による。 ・ グローバック工法 ・ 固化する ・ セメント固化 (セメント配合比は各現場の事前試験による) ※特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分 ・ 設置許可を受けた溶融施設・無害化処理施設で、溶融又は無害化処理を行うアスベスト成形板の仕様等 材 料 名 厚さ(mm) 処理を行う範囲 ○別途資料による ※図示		
	9. 安全管理	(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の解体工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講ずること。 (2) 解体工事受注者は、本工事の施工にあたって建設用重機(対象機械の範囲は別途指示)による施工に係る工事を下請負人に施工させる場合は、市長にその下請負人の名称その他必要事項について書面をもって通知すること。 (3) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るように解体主体業者が責任を持って指導すること。 (4) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (5) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (6) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (7) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (8) 解体体制の確認方法は、「施工体制の確認に関する特記仕様書」による。 (9) 福岡市契約事務規則第4.1条1項4号に定める中間技術検査 (該当事項○印) ・実施する ○実施しない				3 ①解体対象物の着手前事前調査 ※アスベスト含有物の有無 ○PCB使用機器の有無 ○オイルタンク内のオイルの有無 ○ピット(浄化槽、便槽)汚泥の有無 ・ 使用されていた酸、アルカリ、薬品等の有無 ・ 医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物の有無 ○フロン類、ハロン使用機器の有無 ○什器、備品類等の有無 () ()		
	10. その他					4 ①杭の位置の報告 (3.9.2) ②公害の防止 (2.2.1) 既設構築物の調査 ○行 ・ 行(ない) (○空中 ○地上 ・ 地下) 敷地内配管、配線の調査 ○行 ・ 行(ない) 地下水位の調査 ○行 ・ 行(ない) ・ 浄化槽等の汚水及び汚物の回収、洗浄、消毒等 ○行 ・ 別途工事 監督員が指示する近隣の家庭等の状況を工事着手前に調査すること。 工事に伴って、障害となるすべての物を撤去、移動若しくは保護措置を行う場合は監督員の承諾を受けること。 ※要する ・ 要しない ・ 廃石綿 分析調査 (JIS A1481) ・ 行 ・ 行(ない) ・ 廃PCB 微量PCB分析調査 ・ 行 ・ 行(ない) ・ PCB含有シーリング材 分析調査 ・ 行 ・ 行(ない) ・ ダイオキシン類 サンプリング調査 ・ 行 ・ 行(ない) ・ 六ふた化硫黄ガス 分析調査 ・ 行 ・ 行(ない) ・ PFOs(ペルフルオロ) 分析調査 ・ 行 ・ 行(ない)		

7 そ の 他		
①樹木の伐採・移植 (3.10.1)	○伐採樹木の抜根 ※行 ・ 存置 ○移植樹木 ※図面指示による ・ () 枯損撤去を行う期間 引渡しの日から 1年 ・ () (年間)	
②移植樹木の枯損撤去 [23.3.6]	○図面指示による ・ () ※解体する場合は、事前措置として、各種設備機器の停止及び給水、ガス、電力、通信の供給停止を確認し、給水管、ガス管、ケーブル等を解体に支障がない範囲で切断し、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めするなど止水又は漏えい防止措置を講ずること。 工事完了検査時は地中部分の撤去状況を確認するため、監督員の指示に従うこと。 ○有 ・ 無 ・ 図示による	
③地下埋設物及び埋設配管の解体 (3.11.1)		
④検査・引き渡し		
⑤解体工事後の敷地保全方法	建設副産物の処理について	
8 建設 副 産 物 の 処 理	1. 発生材の処理 (1.3.10)	解体工事に際しては、再資源化を努めるとともに、再資源化の利用の促進に関する法律、建設リサイクル法、建設廃棄物処理指針(旧厚生省生活衛生局長水田環境部産業廃棄物対策室)その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱(旧建設省)に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 また、工事に際しては、工事着手時に「産業廃棄物処理計画書」、工事竣工時に「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。 下記の建設副産物については、別表(建設副産物の具体例)に従い、再資源化や適正な処理が可能となるよう処理方法に応じて、分別を徹底するとともに、適正に処理しなければならない。
	種類	処理方法等
	指定副産物 ・建設発生土(土砂) ・がれき類(無筋コンクリート塊(有筋コンクリート塊) (7A7H6L・コンクリート塊) ・建設発生木(木くず)	※再資源化施設で再資源化する。 ・木材を指定建設資材廃棄物として略減(焼却)する。 ・建設副産物を再資源化後、現場利用する。(種類・適用箇所)
その他の副産物 ・建設汚泥 ・廃プラスチック ・ガラス陶磁器くず ・織繰くず ・廃せつこうボード	※建設副産物に応じた処理方法とする。 ・建設汚泥を「自ら利用」する。(福岡市環境局「建設汚泥の『自ら利用』に係る事務処理要領」に基づき手続きを行う) ・建設発生木(木くず) ※建設副産物に「自ら利用」する。(福岡市環境局「建設汚泥の『自ら利用』に係る事務処理要領」に基づき手続きを行う)	
・廃石綿等	※福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)に従い、除去、収集、運搬、処分を行う。	
・廃PCB等	※福岡市「PCB使用電気機器の処理要領」に従い、判別、整理、引渡しを行う。 ※PCB使用電気機器の取扱については、「旧通産省」に従い、届出をし保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。	
・CGA処理木材(防腐剤処理木材)	※適切な燃焼・排灰処理設備を有する中間処理施設	
・ひ素がミドミ含有せつこうボード	※製造業者に回収委託又は管理型最終処分場	
・特定物質(フロン、ハロン)	※仕様書7.3.2による。	
・イオン化感知器	※製造業者に引き渡すこと。	
・六ふた化硫黄ガス	※製造業者に回収を委託すること。	
・PFOs	※処理業者に処理を委託すること。	
・廃油	※焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理	
・廃酸・廃アルカリ	※製造業者に委託して回収させること。 ・中和処理 ・ 焼却処分 ・ 再生処理	
・ダイオキシン類	()	

別表 (建設副産物の具体例)

建設副産物	建設発生土等	一般廃棄物	建設産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
建設発生土等	建設発生土等			
一般廃棄物		事務所ごみ 燃やがれ 分 類 安 定 処 分 場 区 分 場 で 処 分 可 能 な も の 汚 泥 木くず 織繰くず がれき類 高プラスチック類 ガラスくず及び陶磁器くず 金属くず 廃油	現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物(図面、雑誌、飲料空き缶、弁当から、生ごみ) 現場内積積廃棄物(事務所ごみ) 工事から排出される産業廃棄物の具体的内容 廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃ナイロン、廃シート類 発泡スチロール 金属くず 敷等鉄屑くず、金属加工くず、足場パイプや保安全くず、廃缶類 ガラスくず及び陶磁器くず、耐火レンガくず 工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片	
建設産業廃棄物		含水性が高く質子の微細な状況の副産物 (副産物を標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態(コンクリートがねえ2kg/m ² 以下、又は一軸圧縮強度が概ね0.5t/m ² 以下) 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で発生する副産物)	工場の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず(包装材、ダンボール、製紙くず、障子) 工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる織繰くず(僕ウエス、織、ロープ、巻、ジャコウたん)	有 機 物 スクラップ等他人に有償で売却できるもの
特別管理産業廃棄物		工場の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず(包装材、ダンボール、製紙くず、障子) 工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる織繰くず(僕ウエス、織、ロープ、巻、ジャコウたん) 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装材 高プラスチック類 ガラスくず及び陶磁器くず、がれき 金属くず 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装材、鉛管、鉛板、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極 アスファルト乳剤等の使用残液(タービルビッチ類)、防 水アスファルト、重油 現場内積積廃棄物(ウエス、股ポール等)	建設副産物 建設発生土等 一般廃棄物 建設産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	

平成29年度以降の改定
H29.2.28 公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版) 内容改正
設計時に最新の特記仕様書を使用すること

【注 意 事 項】
※契約図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。
・A1サイズの場合、1/2とする。
・A2サイズの場合、7/10とする。

工事名	解体工事特記仕様書		日付	平成
図面名	解体工事特記仕様書			
福岡市	局	部	課	N.0 1

Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について

1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）
 - ① 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。
 - ・ 工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について
 1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。

- ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。
- ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。
- ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ※ 工場製作のみが行われている期間

3. 主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について
工事請負代金が3,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者又は監理技術者の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。
- ※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。 なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。
- ※ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ※ 工場製作のみが行われている期間

4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について
建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
 - 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

Ⅳ. 施工体制の確認

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

第1条 施工体制の確認方法

- (1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。
(施工体制台帳)
施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)
 - ① 施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
 - ② 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- (2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

- (3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第2条 施工体制の確認に関する点検

- (1) 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

- (2) 検査時における点検
中間技術検査等、各階段の検査時において点検を行う。

第3条 不備が発覚した場合の措置

- (1) 工事成績評定での減点処置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
- (2) 請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
- (3) 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。

- 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。
- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの
 - ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの
 - ③ その他上記に準ずる重要なもの

Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用】（適用事項○印）

- ・ 地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合

1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

- (1) 工事箇所にて地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。
特に、破壊による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。

- (2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。

- (3) 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について

- (1) 工事箇所にて近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。
なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。

- (2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。

- ・ オールケーシング工事の場合

1. 作業中止の判断基準について

- (1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。

- (2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。

- (3) 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。

- (4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

平成29年度以降の改定
H29. 2. 28 公共建築工事標準仕様書・公共建築改修工事標準仕様書（平成28年版） 内容改正設計時に最新の特記仕様書を使用すること

工事名	
図面名	施工体制の確認に関する特記仕様書
日付	平成
福岡市 局 部 課	No.

課		
課長	係長	係員

地下埋設物確認書

平成 年 月 日

(あて先)
福岡市長

住所

氏名



地下埋設物を確認しましたので報告します。

契約件名：

履行場所：

確認結果：裏面のとおり

<確認に関する注意事項等>

地下埋設物の確認にあたっては、以下のことに注意して行うこと。

- ・管理者が有する資料(台帳, 竣工図等)については、現地と異なる場合があるため、資料を基に現地と照合して確認を行うこと。
- ・破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うこと。
- ・管理者が有する資料(台帳, 竣工図等)のみで確認が困難な場合には、別途、試掘等による原位置での調査について、監督員と協議を行うこと。
- ・工事に近接する地下埋設物については、詳細な確認を行い、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うこと。
- ・工事による影響の有無については、管理者と協議のうえ確認を行うこと。
- ・本様式には、主な地下埋設物のみを表示しているため、現場に応じて予想される地下埋設物をその他の欄に追加して確認すること。

確認結果

埋設物	確認年月日	確認結果		試掘時の 現地立会
水 道				要・不要
		工事による影響	有・無	
ガ ス				要・不要
		工事による影響	有・無	
N T T				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 配電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 送電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
下 水 道				要・不要
		工事による影響	有・無	
そ の 他				要・不要
		工事による影響	有・無	
		工事による影響	有・無	

<その他>

下水道(再生水)

国土交通省(光ケーブル等)

その他の通信

県警(信号ケーブル等)

照明ケーブル

地下鉄

など

公園再整備 工事特記仕様書

第 1 章 共通

- 第 1 - 1 条 本特記仕様書は下記の工事に適用する。
博多区新庁舎整備等事業（公園整備工事）
- 第 1 - 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書による外、各項によるものとする。
1. 土木工事共通仕様書（第1編 共通編, 第2編 材料編, 第3編 土木工事共通編, 第5編 公園・緑地編, 第11編 電気通信設備編）（平成23年10月, 平成31年4月改訂）
 2. 土木工事施工管理の手引き（平成17年4月, 平成30年4月改定）
 3. 公園緑地工事施工管理基準（平成25年10月）
 4. その他関連資料
- ※土木工事共通仕様書等について、福岡市ホームページ『公共工事の技術情報』内（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
※ただし、共通仕様書は工事着手時における最新版を用いること。
- 第 1 - 3 条 標準図集
各種施設構造図は特に指示がない限り福岡市花とみどりのまち推進部制定「公園施設標準設計図集（平成30年4月版）」、又は道路下水道局制定「土木構造物標準図集（平成31年3月版）」によること。
- 第 1 - 4 条 請負代金内訳
本工事は、設計・施工一括契約書第77条による請負代金内訳書の提出は要しないものとする。
- 第 1 - 5 条 かし担保期間
本工事のかし担保期間は、受け渡し完了の日より1年間とする。
但し、コンクリート構造物については2年間とする。
- 第 1 - 6 条 完成時の提出図書
以下を工事完成時に「保全に関する資料」として提出するものとする。
1. 設計図に従って作成した工事完成図の紙および電子データ
 2. 工作物等調書（別途様式Excelデータ）
 3. 特殊品（遊具, 照明灯等）の材料承諾図の写し（PDF）および保証書（原本）
- 第 1 - 7 条 用語の定義
本仕様書における「業務水準」とは、契約書による。

第 2 章 設計変更

第 2 - 1 条 設計変更

設計・施工一括契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記の通りとする。設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅延なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③ その他上記に準ずる重要なもの。

第 3 章 排出ガス対策型建設機械

第 3 - 1 条 排出ガス対策型建設機械

現場周辺の住民環境の保全を図るため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

なお、当該建設機械を使用する場合は、施工計画書へ記載すること。

第 4 章 建設発生土

第 4 - 1 条 建設発生土の処理

本工事の建設発生土を処理する場合は、事前に施工計画書（処分場所・運搬経路・運搬方法等について）を監督員に提出すること。

第 4 - 2 条 処分場所の整理整頓

処理に際しては、処分場への車輛の出入りに注意し、管理人の指示に従うとともに付近の住民に迷惑をかけないように注意しなければならない。

第 4 - 3 条 提出書類

建設発生土処理完了後、「建設発生土確認票」及び「建設発生土処理明細書」に必要な事項を記入の上、監督員に提出すること。

第 5 章 安全訓練等

第 5 - 1 条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により定期的の下記の項目を参考として安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

第 5 - 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成
施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

第 5 - 3 条 安全・訓練等の実施状況報告
安全・訓練等の実施状況を写真又は実施報告書に記録し、報告すること。

第 6 章 工事成績評定

第 6 - 1 条 工事における創意工夫等実施状況等
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。（※技術提案内容は除く）

第 7 章 産業廃棄物処理

第 7 - 1 条 舗装切断等

1. 受注者は、舗装切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
2. 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。
3. 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
4. 受注者は、当該排水の処理に関し、「福岡市土木工事施工管理の手引き」の撮影頻度に基づき、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
5. 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。

第 8 章 交通誘導員

- 第 8 - 1 条 本工事では交通誘導員を配置すること。
なお、関係機関との協議により配置人員は決定すること。

第 9 章 その他

第 9 - 1 条 気象条件

気象条件（台風、大雨、その他注意報）を常時把握し、それに応じた十分な安全対策を行うこと。また、その状況及び結果（現場対策・連絡体制等）について監督員に報告すること。なお、気象に関する各警報が発令された際には、速やかに現地状況の確認を行い、確認後直ちに、監督員へ報告すること。ただし、警報の発令が時間外または休日の場合の報告については、別途指示を仰ぐものとする。

第 9 - 2 条 コリンズ登録について

請負金額500万以上の工事は、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受けた後に該当工事に関するデータを(財)日本建設情報総合センター（JACCIC）に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。

必要登録時：着手時、竣工時、途中変更時、訂正時

第 9 - 3 条 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

1. 工事箇所にて地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。

なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。

2. 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
3. 地下埋設物の確認については、結果を監督員へ報告するものとする。

第 9 - 4 条 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 工事箇所にて近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

第 9 - 5 条 下請人、資材・製品の使用について

1. 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面（使用資材一覧表：参考様式）を材料承諾書に添付のうえ監督員に提出すること。

第 9 - 6 条 現場代理人及び技術者の適正配置について

1. 主任（監理）技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について
建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
 - ・一般競争入札による工事の場合は、業務着手の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ・指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ・随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

（請負が3千5百万円以上が見込まれる場合）

2. 現場代理人の常駐義務緩和
工事請負代金額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあつては、7千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。
ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
 - ・工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ・工事製作のみが行われている期間
3. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間
 - ・工事着手後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
 - ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
 - ・本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
 - ・工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「公園整備完了届」における日付）とする。

第 9 - 7 条 電子納品（設計金額が7千万円以上の場合）

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「福岡市電子納品の手引き 土木工事編」（以下、「電子納品の手引き」という。）及び事前協議に基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品の位置づけは「成果物」であり、電子媒体はCD-Rを提出すること。
3. 電子媒体を提出する際は、事前協議によって決定した成果品が正しく格納されているか、目視によるチェックを行い、不備がないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 10 章 現場環境改善

第 10 - 1 条 工事現場内の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的な連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の現場環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、別表-1の内容のうち原則として各計上費目ごと（現場環境改善費のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5項目以上を実施するものとする。

別表-1

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。
4. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。
5. 工期設定に際しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮するものとする。

第 10 - 2 条 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

1. 受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ることを）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

【推奨する仕様， 付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

第 11 章 再生資源

第 11 - 1 条 再生骨材コンクリートの利用について

1. 再生骨材コンクリートを利用する場合には、「再生骨材コンクリートの用途別品質基準について」によるものとする。
2. 受注者は、再生骨材コンクリートの利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートM及びLの品質管理基準及び規格値については、土木施工管理の手引き（平成30年4月）の「7.2 1セメント・コンクリート」に準じて実施し、文中に記載の「レディーミクストコンクリート」は、「再生骨材コンクリートM及びL」と読み替えるものとする。
6. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第 12 章 ICT活用工事について（掘削・盛土合算1,000m³以上の場合）

第 12 - 1 条 ICT活用工事

1. 本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICT技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（土工）の対象工事である。

（定義）

2. i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
3. ICT活用工事とは、施工プロセスの段階において、ICT施工技術を活用する工事である。また、以下に示す①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することを「ICT施工」というほか、①～⑤の一部の段階でICT施工技術を活用することを「部分的ICT施工」という。（ICT活用工事（土工）実施要領の別表1を参照。）

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4. 受注者は、ICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、発注者へ協議書、ICT活用工事（土工）実施計画書等を提出し、協議が整った場合に下記4～9により、ICT活用工事を行うことが出来る。
5. 原則、本工事の土工施工範囲の全てで適用することとするが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容については施工計画書に記載するものとする。
6. ICTを用いて、以下の施工をする。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～4)から選択（複数以上選択可）して、測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

※ 現地での測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。

② 3次元設計データの作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MCまたは3次元MGブルドーザー

ブルドーザーの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、ブルドーザーの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を表示し、排土板を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の敷均しを実施する。

2) バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術または、バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削、法面整形を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、下記1)～4)から選択(複数以上選択可)して、出来形管理を行う。また、5)を用いた品質管理を行う。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 4) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- 5) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

受注者は、河川・海岸・道路土工の出来形管理については、面管理で行うこととするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～4)を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

受注者は、河川・海岸・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、5)を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ④より確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

7. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
8. 上記5. ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。
9. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
10. ICT活用工事(土工)の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を実施する場合は協力すること。
11. 受注者は、当該技術の施工にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施方法や調査票については、別途指示するものとする。
12. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第 12 - 2 条

ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、発注者との協議により、ICT活用工事を実施することになった場合、ICT活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、「ICT活用工事(土工)積算要領」により計上することとする。
ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。
部分的ICT施工も設計変更の対象とする。

2. 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。
受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。
なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「掘削（ICT）[ICT 建機使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

第 13 章 情報共有システム

第 13 - 1 条

1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。受注者は、システムを活用するか否かを選択することができるものとし、活用にあたっては監督課との事前協議で決定する。
2. 活用にあたっては、「情報共有システム活用要領（平成31年4月）」に基づき行う。

第 14 章 共通仕様書の読み替え

第 14 - 1 条 ・共通仕様書は、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう	5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び業務水準をいう
6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表（金抜設計書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、現場説明書、質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。
1-1-1-38 不可抗力による損害 2. 設計図書で定めた基準 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	1-1-1-38 不可抗力による損害 2. 設計図書で定めた基準 契約書第101条第1項に規定する「業務水準で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。
工期	履行期間
契約約款第 2 条	契約書第 7 6 条
契約約款第 3 条	契約書第 7 7 条
契約約款第 8 条	契約書第 6 条
契約約款第 9 条	契約書第 8 1 条
契約約款第 9 条第 1 項	契約書第 8 1 条第 1 項
契約約款第 9 条第 2 項	契約書第 8 1 条第 2 項
契約約款第 9 条第 2 項第 3 号	契約書第 8 1 条第 2 項第 3 号
契約約款第 9 条第 3 項	契約書第 8 1 条第 3 項
契約約款第 9 条第 5 項	契約書第 8 1 条第 5 項
契約約款第 1 1 条	契約書第 8 3 条
契約約款第 1 3 条第 1 項	契約書第 8 5 条第 1 項
契約約款第 1 3 条第 2 項	契約書第 8 5 条第 2 項
契約約款第 1 4 条第 1 項	契約書第 8 6 条第 1 項
契約約款第 1 5 条第 1 項	契約書第 8 7 条第 1 項
契約約款第 1 5 条第 7 項	契約書第 8 7 条第 7 項
契約約款第 1 5 条第 8 項	契約書第 8 7 条第 8 項
契約約款第 1 5 条第 9 項	契約書第 8 7 条第 9 項
契約約款第 1 7 条	契約書第 8 9 条
契約約款第 1 7 条第 1 項	契約書第 8 9 条第 1 項

契約約款第18条	契約書第90条
契約約款第19条	契約書第91条
契約約款第20条	契約書第92条
契約約款第20条第3項	契約書第92条第3項
契約約款第21条	契約書第93条
契約約款第22条第1項	契約書第94条第1項
契約約款第23条	契約書第95条
契約約款第23条第2項	契約書第95条第2項
契約約款第26条	契約書第98条
契約約款第28条	契約書第100条
契約約款第29条	契約書第101条
契約約款第29条第2項	契約書第101条第2項
契約約款第31条	契約書第103条
契約約款第31条第2項	契約書第103条第2項
契約約款第33条	契約書第105条
契約約款第38条	契約書第111条
契約約款第38条第3項	契約書第111条第3項
契約約款第39条	契約書第112条
契約約款第42条第2項	契約書第115条第2項